

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (5)			
日 時	平成 19 年 10 月 5 日 (金)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 5 0 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出席委員	成田 (晃) 委員長、高橋副委員長、吹田・中島・斉藤 (陽) ・山田・濱本・斎藤 (博) ・新谷 各委員		
説明員	市長、副市長、木野下・久末両監査委員、教育長、水道局長、総務・財政・経済・市民・福祉・環境・建設・港湾・教育各部長、総務部参事、保健所長、会計管理者、小樽病院事務局長、消防長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、濱本委員、斎藤博行委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

秋元委員が斎藤陽一良委員に、大橋委員が吹田委員に、菊地委員が新谷委員に、井川委員が濱本委員に、それぞれ交代しております。

継続審査案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

福祉部長

介護保険料の激変緩和措置対象者からの年金の天引きの額の誤りがありましたので、報告をさせていただきたいと思えます。

社会保険庁から年金振り込み通知書が届きました市民の方から、社会保険庁が特別徴収する保険料と、小樽市が 6 月上旬に特別徴収決定書、この双方の金額が違うのではないかと指摘が、平成19年10月4日の午前10時過ぎに市の方にありました。この方は税制改正による3年間の激変緩和措置対象者であったため、対象者を直ちに調査いたしました。その結果、激変緩和措置対象者の保険料賦課に誤りはなかったのですが、小樽市から社会保険庁に特別徴収を依頼するデータの一部に誤りが生じ、10月、12月、2月の期におきまして、緩和措置されない保険料が天引きされるということが判明いたしました。

現在、詳細については調査中ですが、これらの金額に誤りがある人数は約2,700名に上ると現在では勘案しております。この誤りの金額ですが、多い方で金額が1回につき約3,300円多く特別徴収されていると、ということが判明いたしました。この原因でございますけれども、現在、詳細を調査中ですが、現時点で考えられますことは、8月期に平準化、これは仮徴収と本徴収の保険料をならす作業をするのですが、8月に平準化をいたしましたけれども、常に平準化になっており、処理をしなくてもよいケースにもこの平準化を適用して誤りが生じたのではないかと考えております。現在、委託の業者を含め精査中ですが、原因が判明次第、改めてお知らせをいたしたいというふうに考えております。

対策でございますけれども、小樽市から社会保険業務センターに通知しております10月、12月、2月期の保険料は確定しており、社会保険庁から特別徴収のこの金額の変更はできないという回答が来ております。また、各期別の保険料は、翌月10日に社会保険庁から市の会計管理者口座に振り込まれます。その中から誤った保険料、10月、12月、2月期の差額は、なるべく早い時期にその都度還付しようと考えております。各被保険者の方には、10月4日に年金振り込み通知が届いており、15日は年金支給日でありますので、そのため遅くとも11日ごろまでには今回の経緯につきまして、対象者のお手元におわびのお知らせと今回の内容についてお知らせし、また、今後の取扱いにつきましてお知らせをしたい。また、このときに、お返しする際の返還先の口座番号等をお知らせしていただきたいという旨も、各被保険者の方にお知らせをいたしたいということでございます。

原因等は現在まだ調査中ですが、詳しいことがわかり次第、また皆様にお知らせをしたい。とりあえず、介護保険料の年金天引き額に誤りがあったということで、深くおわびを申し上げまして、緊急の報告とさせていただきます。

まことに申しわけありませんでした。

委員長

ただいまの報告に対しての御質問がありましたら、お願いいたします。

民主党・市民連合。

齋藤（博）委員

1点だけお願いというか、御検討いただきたいと思います。

今、報告いただいて、原因等についてこれからだということで、そこら辺についてはまた改めたいと思いますけれども、今の話でいくと、還付されるまでの間、二千数百人の方が引かれっ放しの状態が続くのではないかと、そこを何とかできないものかというふうに思います。今の報告では、特別徴収はもうデータが入っているから変更できないということで、返されてしまっているわけです。一方で、これからこの方々に報告するなりおわびをするのはまず当たり前と言えども、今度還付するから口座を教えてくださいというような形でやっていくというような話だったというふうに聞こえたものですから、そこら辺がそれでいいのかどうかということもあるんで、速やかに二千何百人の方にこの引かれている部分を返す方法なりを検討できないものか。社会保険庁は特別徴収の変更はできないということで、還付手続だ、口座に振り込みますと言っても、ややしばらくかかってしまうのではないかとこのように思いますので、昨日、今日の話ですぐ答えは出ないかもしれませんが、やはりミスでお金を徴収してしまったのですから、返し方については特段の御配慮をお願いしたい、この1点をお願いします。

福祉部志久次長

ただいまの原因究明につきまして、プログラムとシステム等をお願いしております業者につきまして、詳細の調査をお願いしているところでございます。私どもを含めて、今、原因を調査してございますので、その状況がわかってからということがありますけれども、特別徴収額の変更につきまして、その業者を通して、今、社会保険庁にも改めて重ねて問い合わせをいたしますけれども、業者からの情報では、特別徴収の額を今後12月、2月と変えていくというのは、今、できないという話でありました。これにつきましては、重ねて調査をして、皆様に通知を出す前までには、最終的な方針は決めていきたいというふうに思っております。

齋藤（博）委員

それはわかりました。私が言っているのは、小樽市として、この方に何らかの形でもってあらかじめ手を打てないのか。端的に言えば、立て替えてでもいいのですから、何らかの検討ができないのかということをお願いしたいので、そこは検討いただきたいということです。

福祉部志久次長

10月から2か月分の保険料が天引きされて、12月は12月で天引きされますので、10月に天引きされたものが、今の返還のシステムでは翌月の10日に事故処理があって、それからということなものですから、11月末ぐらいまでかかるのですけれども、12月、2月の分までは一遍に返すというのはできませんので、10月分は11月までに、12月分は1月までにということで、その都度返していかなるを得ないというふうに考えてございます。

福祉部長

大変に御迷惑をかけて申しわけないと思っています。

今、志久次長が答弁したように還付金に来てから返すということなのですが、委員がおっしゃったように、今、すぐできるものかどうかということ、できるだけ早く戻せるように、立て替えてでも早く戻せるような方法を今後ちょっと考えてみたい。12月、2月に引かれる分については、今、答弁したように、日本電気（株）（NEC）を通じていろいろやっていますけれども、社会保険庁の方から一回来たものでもうこんな2,000件ちょっとのものを特別いろいろなことなんてできないというような返事を私どもはいただいているのですけれども、再度、市の方もその辺の修正も含めて可能なかどうか、そういったことを含めて要請したいというふうに思っています。

委員長

平成会。

吹田委員

私の方は、厚生常任委員会のときにやりますので、よろしいです。

委員長

共産党。

中島委員

今おっしゃったように、市が額を出したときには、その額で間違いなかった。しかし、実際に市民の方に行ったときには違う額が出た。こういうことでしたら、その段階で間違いが起きたということで、新しい状況になっているわけです。平成18年、19年は新しく保険料を変えたときの通知の仕方、そういう機械の入れ間違いとか、あるいはコンピュータやデータのミスということも考えられるのですか。

福祉部志久次長

6月に加入者の皆様に、小樽市から、今年につきましては、年6回の年金支給日にこれだけの金額を控除させていただきますという通知を差し上げております。これは間違っていない。その大もとの賦課マスターというのは正しく入っているのですけれども、それから私どもで特別徴収額決定通知書というのを市民に出している部分、そのプログラムと、それから社会保険庁にこういう額で天引きしてくださいというプログラムが、まず別々なものだというふうには思っておりますが、今、精査しておりますけれども、そのプログラムで直さなくてもいいものを何かの関係で別な金額が入ってしまった。別な金額というのは、いわゆる緩和措置の経過措置が3年でされるのですけれども、経過措置をされない3年後の額が入ってしまっていることなのです。その辺、プログラムミスなのかどうか、その辺につきましては、今、調査中でございます。

中島委員

この中身は、小樽市だけの問題で済むのですか。社会保険庁が対応しているこのプログラムなり操作で、他市町村の保険料にも同じような問題が起きる心配はないのですか。

福祉部志久次長

実は、このあるメーカーのシステムなのですけれども、このシステムを道内で同じく使っているのが北見市と旭川市でございます。ここの2市にも確認したのですけれども、2市ともふぐあいはないということでもあります。今後のこととなりますけれども、そのうち北見市では、社会保険庁に出す前に、本市で市民に送ったものとの相関チェックをしてから出している。これもちょっと本市と同じようなことが実はあった話でありました。その情報が本市にも流れていない、また、メーカーからのアドバイスもなかったということで、ちょっと気がつかなかった部分がありました。

中島委員

わかりました。小樽市でも同じ対象の高齢者の医療費の上限額を超えた金額については、各自が登録された振り込み先へお金を戻すということは既にされていますね。そういう方々とオーバーラップする方については、そこにお金を返還することは、私は可能でないかと思うのですけれども、速やかにお金を返すという点では、そういう今の制度なんかも利用して、早めに皆さんに返す方法を検討していただきたいと思います。

福祉部志久次長

わかりました。今、老人医療の方でその口座を押さえていますので、それを介護保険の方に口座番号を持っていくことが、個人情報上でいいかどうかというのをちょっと総務部の方と精査させていただきまして、皆様から回答いただくのか、それを利用させていただくのか含めて、今ちょっと詰めさせていただきたいと思います。いずれにいたしましても、最大限速やかに返還するように努力したいと思います。

委員長

自民党。

山田委員

平準化作業をたぶん二重にされたということで、北見市、旭川市で同じような事故があって、チェックされたということを知りました。今、状況は聞きましたので、その再発防止としてのチェック体制を今後どうされるのか。

福祉部志久次長

今回のことに関しましては、税制改正によります保険料の算定の激変緩和措置、それから7段階の保険料で一気に所得が増えた等でランクが高くなって保険料が高くなる。そうしますと、4月から4、6、8月は前年の2月の金額で仮徴収しておきまして、10月から前年の所得により応じた本徴収をするのですけれども、その格差が大きすぎるということで、8月に平準化するという作業をしています。この二つの要因がダブったのですけれども、ダブって本来平準化をしている人は何ともなかったのですけれども、平準化する必要がないものですから、そのままよかった人が何かでいじられているということでございます。北見市の方でも同じようなミスの中から、関連チェックを行っており、もうこれは当然だと思いますので、これはやっていきたいと思っております。

委員長

公明党。

高橋委員

初めに、報告に関してはまことに遺憾だというふうに私は思います。市民の信頼を損なうというふうに思いますので、しっかり対応していただきたいというのが一つと、それから文書だけで配布して、それで本当にすべてカバーできるのかという、非常に疑問です。ですから、どういうふうに丁寧に皆さんに説明していくのか、これを聞きたいと思います。

福祉部志久次長

連休が3日間あります。15日には、皆さんの口座から多い額が引き落とされているということが、社会保険庁から既に上旬に来ております通知では気がつかないとしても、通帳を実際見たときに気がつかれて驚かれるということがありましたので、まず、その前に連絡しなければならない。それで、文書での皆様へのお知らせがベストというふうには考えておりませんでした。一番に考えたのは、直接伺って、皆さんの世帯に説明をしようと思ったのですけれども、件数が多かったものですから、私を含めて介護保険課の職員でこの3日間で割り振りますと、1日8時間で計算してしまいましたけれども、84件ほど消化しなければならない。それをやりますと、1件6分ということなのですけれども、訪問ではちょっと無理です。電話があるなしもありますので、まず確実な方法ということで文書を今回選ばせていただきました。

今後につきましては、今の原因がはっきりした段階で、報道機関の方にも報道を依頼していきたいというふうに思っております。それで不足ということでございましたら、また次の手を考えて対応していきたいというふうに考えてございます。

高橋委員

時間の制約もあると思いますけれども、できるだけ丁寧に対応していただきたいと、このことを強く要望します。

委員長

それでは、報告事項に対する質疑は終了いたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、民主党・市民連合、平成会、共産党、自民党、公明党の順といたします。

民主党・市民連合。

斎藤（博）委員

職員手当について

職員手当について何点かお尋ねします。

決算説明書の275ページに、職員手当等の内訳が載っております。その中で、管理職手当と時間外勤務手当の部分についてお尋ねします。

管理職手当が決算では約7,921万円というふうになっています。この支給状況というのですか、どういう職の方に幾ら払ったのか、教えていただきたい。

（総務）職員課長

どういう職の方ということなのですが、管理職手当ですので、課長職以上の職員に出ている手当でございます。それで、平成17年度と18年度で比べますと、150万円ほど出ている状況でございます。それは管理職の若干の増ということで、増えてございます。

斎藤（博）委員

いや、そういうことを聞いたのではないのです。要は平成17年度決算と平成18年度決算を見たときに、管理職手当が150万円ぐらい増えているわけでありまして、聞きたかったのは、部長は幾らで、次長が幾らで、課長は幾らでと決まっていることだと思しますので、全体的に増えているということで行きますと、どこの部分が増えたのかというのをお尋ねしたかったのです。

（総務）職員課長

これは、まず前提として管理職の職員が増えているというのは、その時々々の事業の必要性に応じまして、必要なときにフレキシブルに対応して管理職を増やしているという部分がございますので、未来恒久的にずっとその職を増やしていくとどんどんと増えていくわけなのですが、そういったことではなくて、例えば平成17年度と18年度を比べましても、実際に管理職というのは5名増えてございます。これも実はいろいろ内訳はございますけれども、単純に事業の必要性から1年間で管理職が必要がなくなって、次の年にはなくなるといったようなケースもございます。これはその時々々の事業にスピーディに対応しているということで御理解を願いたいと思います。

そういった中で、今話した5名の増なのですが、平成18年4月1日発令で新しく増えたということで考えていただきたいのですが、次長職につきましては、地域包括支援センター準備室長を兼務するというので、福祉部の副参事を発令してございます。それから、収入役の職務代理者ということで、1年間会計室長ということで発令しております。それから、市立病院新築準備室長を発令しております。こういったことで、次長職につきましては3名増ということになっております。

それから、課長職につきましては、結果的に2名の増になっているわけなのですが、実はこれは増減がございまして、増の部分から話しますと、市立病院新築準備室主幹を1名、それから福祉部地域包括支援センター準備室の主幹を1名。それから、建設部につきましては、従前からありました住宅計画の主幹を廃止しまして、それから用地補償担当の主幹を新たに発令、それから急傾斜地担当の主幹を新たに発令ということで、建設部につきましては、2名増の1減ですので、トータルで建設部主幹としては1名増という形になっております。それから、教育部の主幹としまして、青少年科学技術館担当ということで1名増ということで発令しています。これで都合、課長職につきましては、4名増なのですが、ただ、減の方なのですが、市民部主幹ということで、住基ネットの担当主幹を置いておりましたが、こちらも廃止してございます。ですから、ここで1名減。それから、経済部商業労政課長を事務取扱としたということで、こちらも1名減ということで、2名減で先ほどの4名増ですから、課長職につきましてはトータル2名増ということで、先ほど話しましたとおり、課長職・次長職で5名の増という形になってございます。

斎藤（博）委員

全体的話はまた別にしますので、質問を変えたいと思います。

同じページのところに時間外勤務手当が掲載されています。平成17年度決算で言いますと、2億353万9,742円と

いう時間外勤務手当があります。これが18年度決算で見ますと約 1 億5,940万2,729円ということで、おおよそ4,410万円の時間外勤務手当が減少しているわけで、4分の1、5分の1ぐらい、20パーセントぐらいの減になっているわけです。いろいろな事情はあったと思うのですが、非常に大きい額が減少しているわけなのです。この辺の背景について説明いただきたいというふうに思います。

（総務）職員課長

時間外手当につきましては、確かに平成17年度決算と18年度決算を比べますと、4,400万円ほど落ちてございます。減少理由なのですが、国・道から時間外勤務手当につきましては、できるだけ縮減するよというふうな通知が来ております。それからまた、財政再建推進プラン実施計画の中でも、時間外勤務手当については、週休日を振り替えたり、あるいは休日の代休日を利用したりといったようなことで、時間外勤務の抑制を図るということがうたわれております。それから、職員の健康管理という面からも、時間外勤務につきましては少ないにこしたことはないと思いますので、そういったことで背景としてはやはり縮減傾向にあるということがございます。

それと、具体的に18年度になって減ったものということでとらえますと、一つはアスベスト対策業務が17年度はあったわけなのですが、これが18年度になくなっております。時間数で言いますと2,691時間、実は650万円ほどあったわけなのですが、これが落ちております。それから、ごみ関係ですが、大きなものとしては、ごみ収集業務の民間委託拡大ということで時間外勤務手当が減少しているというのがございます。ごみ収集だけではないのですが、ごみ関係ということでまとめますと6,561時間落ちていまして、こちらの方で1,900万円ほど落ちてございます。それから、消防関係では年によってたまたま時間外勤務のときに多く出勤するというようなことがあるかと思いますが、17年度と18年度を比べますと、時間外勤務の火災救急出動が減ったということで、2,468時間落ちていまして金額にしますと770万円ほど落ちてございます。こういった主な要因がございまして、この三つだけでもおおよそ3,300万円ほど落ちていることとなりますので、こういったような特殊要因がございまして、それで落ちているということもでございます。

齋藤（博）委員

今の職員課長の答弁は一般会計と特別会計だと思いますけれども、病院事業なり水道事業の部分は病院事業が中心かもしれませんが、病院の方での時間外勤務手当の変動というのがあったら教えていただきたい。金額と理由を教えていただきたいと思います。

（樽病）総務課長

病院の時間外勤務ですが、平成17年度に比べまして18年度につきましては、両病院とも時間数、金額とも減っておりますが、時間数でいきますと、市立小樽病院では9,000時間の減少、第二病院では2,900時間の減少、合計で1万1,900時間減っております。金額でいきますと、市立小樽病院では2,110万円の減少、第二病院では820万円の減少、合計では2,930万円の減となっております。

この時間外が減った主な理由ですが、両病院とも、18年度は7対1看護体制がとれたということによりまして、各勤務の看護師数が増えた、各病棟の看護師が増えたことによって、一人が受け持つ患者数が減ったことによってその業務の減少が時間短縮につながったということです。それと、看護業務はなるべく時間内で終わらせるように、また、申し送り関係につきましても、30分以内とかというように意識づけを行いまして、削減に努めてまいりました。そのほか、第二病院につきましては特別な理由としましては、18年度から19年度にかけて精神科、神経科病棟のダウンサイジングをしておりましたので、それによる入院患者数が減ってきたということと、透析業務の見直しと臨床工学技士の業務の見直しによって、時間外勤務が減ったということになっております。

齋藤（博）委員

生活保護について

生活保護の部分で何点かお尋ねします。

私は、平成18年度の生活保護の実態の部分で、増減といいますか、そういったところについてお尋ねします。
平成18年度中に増えた生活保護世帯数をまず教えていただきたいと思います。

（福祉）保護課長

生活保護の増えた世帯数ということで答弁したいと思います。世帯数ということで、月平均ですけれども、平成17年度は3,321世帯でございます。平成18年度においては3,468世帯ということで、147世帯増えております。

斎藤（博）委員

この増えた世帯に限定してお尋ねしますけれども、どういう世帯構成なのかという部分と、生活保護を受ける理由や原因があると思いますけれども、その部分を教えてください。

（福祉）保護課長

増えた147世帯の内訳でございますけれども、世帯類型別に平成17年度から18年度の推移を申しますと、高齢者世帯が108世帯、母子世帯が20世帯。傷病障害世帯は30世帯ほど落ちています。残りがその他世帯ということで、50世帯近く増えていると、こういう世帯類型別推移となっております。

それから、昨日も保護開始ということで答弁を申し上げたところでございますけれども、主な開始の理由として増えているのは、大きな要因としては手持ち金、それから貯金などで暮らしていたのですけれども、どんどん目減りしていった。そういうケースが一番多くて171件世帯。それから次に、世帯主が病気になってしまった。それが117世帯。それから、働き手の収入が減少した。それから、喪失したということで、それが約40世帯。それから、離別等で収入がなくなったというのが25世帯、その他もろもろ理由もありますけれども、合計としては442世帯が開始になった。先ほど147世帯増えたというのは、当然開始だけでなく、廃止もあった。開始に当たっての主な理由というのは今言ったような理由でございます。

斎藤（博）委員

そうだと思います。新規開始だけで聞くと442世帯。改めて、平成18年度の廃止件数を教えてください。

（福祉）保護課長

平成18年度で廃止になった世帯は298世帯でございます。

斎藤（博）委員

その廃止の理由はいろいろあるだろうと思われましても、まず、保護課で把握している廃止の理由と件数を教えていただきたい。

（福祉）保護課長

この298世帯の保護廃止になった理由ということでございますけれども、一番大きいのは死亡によるということで104世帯あります。次に大きい部分で言えば転出で、昨日も答弁しました札幌市への19世帯を含んで、その他道内、道外と含めて38世帯が廃止になっております。それから、働き手に収入が増えたというのが28世帯ございます。それから、社会保障給付金が増えたというのが18世帯あります。その他、細かいものもいろいろありますけれども、合わせて298世帯、そういう状況になっております。

斎藤（博）委員

亡くなられたことによる廃止、それから転出されたことによる廃止、これらは議論の余地がないと言ったら変な言い方ですけれども、よくわかります。最後に、その他という形でくられた廃止理由があったというふうに思いますけれども、このその他というのをもう少し詳しく言うと、どういった理由なのかをお聞かせいただきたいと思えます。

（福祉）保護課長

その他というのは、さまざまな理由があつて特に細かく押さえているわけではないのですけれども、多いのは葬祭扶助といいまして、葬祭を行うものがないときに、一時的に保護を開始して、終われば廃止する。それが多くを

占めているのかと。そのほか、逮捕、拘留とかでそういう施設に入れば、当然保護該当ではなくて、施設の方の負担になります。そういうケースとか、それから結婚によって安定する生活を得ることができる、そういうようなさまざまな理由を一応その他というくくりの中で私どもは考えております。

齋藤（博）委員

たぶん、自立して稼働する際も、保護は廃止になりますので、辞退届というのを出しているのだらうと思います。要はこのその他の中で、全体を通してでもいいのですけれども、平成18年度中に廃止したケースで、いわゆる辞退届も伴って生活保護を廃止した件数を教えてください。

（福祉）保護課長

廃止世帯が298世帯あるわけですけれども、先ほど委員の方から話がありました稼働の見込みが立った、そういう中で辞退届を出される方もありますし、先ほど私が話しました結婚とか、そういうことで辞退届を出される方もありますし、それから社会保障給付金、年金等が増加する、そういうことで辞退届を出される、さまざまな理由もあるわけなのですけれども、298件中73件が辞退届を出されております。

齋藤（博）委員

73件が辞退届に伴う生活保護廃止ということだと思えるのですけれども、この73件の中には、稼働して自立することができたのでやめるということで辞退届を出された方もいるし、年金が動いたとか、いろいろな理由がある。辞退届を出されている中で、今言われているように明らかに自立稼働なり、収入が最低保障基準を上回ることで廃止する、その際にいただく辞退届以外の部分というのはどのくらいあるのでしょうか。

（福祉）保護課長

今の部分で言いますと、その他の理由という中で考えたときには、73件中37件がそういう世帯ではないかと思われれます。

齋藤（博）委員

いろいろな事情や理由で生活保護を辞退する方もいるのだらうというようなことで、1年間で言うと298件のうち37件の方がいわゆる自立稼働や年金の増額以外のいろいろな理由で生活保護を辞退されている、そんな状態だらうと思います。私は小樽市が当然、適正な生活保護の運用を行っているというふうに考えているわけなのですが、厚生労働省は生活保護行政の推進のためケースワーカーの人数というものをやはり厚生労働省の最低基準として決めているわけでありまして、どこを見るかによって若干数字は動くかもしれませんが、例えば3,468世帯が18年度の最後か19年度の初めだと思いますけれども、この数字を出したときに、厚生労働省の基準で言うケースワーカーの数は何人なのか教えてください。

（福祉）保護課長

平成18年度月平均ということで3,468世帯ということでございますけれども、ケースワーカーの導入については、社会福祉法ですが、1ケースワーカー当たり80名が基本、そういうことで定められておりますので、3,468世帯とすれば43.35名と、このような配置がなされることとなります。

齋藤（博）委員

厚生労働省の基準ですから、最低の基準だらうと私は理解しているわけなのですけれども、それでも43.35名。3分の1の人間がいらないから、44名と見るか、43名と見るかですけれども、これで平成18年度末若しくは19年4月1日現在、その後に異動もあるから、ちょっとうまく言えないのですけれども、例えば現行でもいいのですけれども、ケースワーカーの人数を教えてください。

（福祉）保護課長

平成19年度の時点で言いますと、保護課の人員として、ケースワーカーの実数は39名おります。ただ、過去の経緯の中で、相談室の主査がケースワーカーを兼ねているということで、それも一応カウントするというので、ケ

ースワーカーの人数としては40名ということで押さえております。

齋藤（博）委員

時々わからなくなるのですけれども、ケースワーカーの仕事というのは、新規の相談も含めているのかとも思うのですけれども、相談室の位置づけというのは、ほかの法律の相談もやりますね。生活保護だけではなく、福祉の方を含めているいろいろな業務を持っているわけなのですけれども、その方というのは入れる入れないと平行線になっても何だと思えますけれども、位置づけとしてはどう考えたらいいのかというのを、もう一度説明いただきたいと思えます。

（福祉）相談室長

相談室の主査の立場としましては、相談の受付をしております。あと、新規の相談を含めてやっておりますので、ケースワーカーの業務も一部になっているのではないかと思います。

齋藤（博）委員

相談室の役割なり、相談室が行っている実際の業務について、私の認識としては、生活保護法なり厚生労働省が言うケースワーカーの数とは、ちょっと違うのではないのかというような部分もありますけれども、その部分は今日は議論しません。それにしても、厚生労働省が決めているケースワーカーの配置基準から見ても、43名ないし44名ということは1割近いケースワーカーが足りない中で業務が行われているわけです。こちら辺についての見解というのをお聞かせいただきたいと思えます。

（福祉）保護課長

実態としては、標準数から比べれば数名ケースワーカーの配置が少ない。そういう中で、やはり1人当たり単純に直せば80世帯でなくても90世帯になりますけれども、それもなかなか人員補充もままならない、そういう中で私どもはできる限り適正な保護を目指しているいろいろな努力していると、そういうことで御理解をいただきたいと思えます。

齋藤（博）委員

現場の課長の立場としては、そういう答弁かもしれませんけれども、今、課長がいみじくも適正なというふうに言っているわけですし、適正な保護行政の推進というのはいろいろなところで聞かされる言葉ですからね。けれども、厚生労働省が言うケースワーカーの適正な配置というところの適正と日本語的には同じ意味なのです。ですから、適正な保護行政を推進しなさいと言いながら、その配置基準については適正さを欠いているわけです。その部分について、頑張っているのだというのは当然私も業界を知っていますし、よく見せていただいています。それは、結果としてはきわめて職員の協力による部分と、逆の言い方をすると適正な保護行政にやはり影響がないとは言えないのではないのかと、そんなふうにししか思えないわけでありまして。決められた基準どおりに人を配置しないで適正にやるとしたら、やはりそれはどこかで矛盾がおきているはずですから、そういったことを含めて改めてこの生活保護の適正な推進という部分と職員の適正な配置についての考え方を聞かせていただきたいと思えます。

福祉部長

保護課のケースワーカーの人員の過不足の問題ですけれども、生活保護者は、毎年、小樽の経済状況とか、就業の状況とか、高齢化という部分もござります。そういったことで毎年やはり徐々に増えていっている。当然そういうことでケースワーカー1人80世帯という標準、基準の数があるのですけれども、小樽市だけではなくて、やはり道内の都市もこの80世帯というのになかなか追いつかないという状態だというふう聞いてます。そういった中で、当然国が決めてます標準、基準と、なるべくこれに近づける努力というのは私どももしていかなければならない。そういった意味では、今後も総務部とも相談しながら、そういったことをやっていかなければいけない。ただ、やはりケースワーカー1人80世帯を超えている現状の中で、職員に努力していただいているのですけれども、80世帯を超える中で効率よくやるために、やはり80世帯の中には特に生活指導、生活支援を頻繁に行う人とか、そうでない

人とか、いろいろ類型化されておりますので、そういったことをち密にやるとか、あるいはそういった中で 1 か月の計画、この80世帯を超える世帯をどういうふうに訪問するかとか、あるいはさらに1週間の計画をどういうふうにやっていくか、そういうち密な計画の下に効率よく進めていくということも大事だと思うのです。現在ケースワーカーの方がそういう業務を行っていますけれども、そういう中でなるべくち密な訪問、生活支援というのですか、そういったことにつながるように今後も私どもも努力をしていきたいと、そういうふうに思います。

斎藤（博）委員

重ねて、定数確保に向けた努力という部分についてももう一度聞かせていただきたいと思います。

もう一つ査察指導員というのがありますね。1 査察指導員が持つケースワーカーの数とか、それからケースの数というのは何か基準があるのか、あったらそれはどういうものであって、小樽市はそれとの関係でどういう状態になっているのかというのを教えていただいて、私の質問を終わりたいと思います。

福祉部長

職員 7 名に対して 1 名という査察指導員の基準というか、標準というのがあります。そういったことでいきますと、現状でこの査察指導員ももう 1 名が必要だということになります。ケースワーカーは基本的には 1 人が 1 世帯、個別対応ということが基本にはあるのですけれども、やはり中には困難ケースもございます。そういったときには、ケースワーカーと査察指導員の 2 人で対応することも大変多くなってきているわけです。ですから、そういった意味ではこの査察指導員の役割も大変重要なのです。3 年 4 年と経験していく中で、いろいろな知識も身につけていくのですけれども、中には来たばかりのケースワーカーの方が、まだ十分力を発揮できないという部分もありますので、そういう中でやはり職員の育成という意味でも、その査察指導員の役割は大切です。ですから、そういった意味でこの査察指導員についても、今後につきまして 1 名を確保するというか、そういうふうに考えていきたいと、その辺は総務部とも今後相談していきたいと、こういうふうに思います。

斎藤（博）委員

はい、よろしくお願いします。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会に移します。

吹田委員

手宮保育所とさくら学園の屋上防水工事について

私は一応 2 点質問したいと思っております、第 1 番目は、決算説明書の 144、145 ページに載っています手宮保育所の屋上防水工事費と、それからさくら学園の屋上防水等工事費の関係について、細かく質問をしたいのですけれども、私は基本的にはさくら学園について確認したいのですけれども、実際はどのような状況になっていたのか、今回このような屋上の工事をしたのかということ、その状況と経緯についてということです。

それと、改修にかかわってのいろいろな工法があるかもしれませんが、今回決まった工法というのはなぜそういう工法をとったのかということについて、お聞きします。

（福祉）子育て支援課長

昨年度実施いたしましたさくら学園の屋上防水工事の取りかかるに至った状況ということでございますけれども、さくら学園は昭和 63 年 3 月に全面改築し、現状の建物となっております。それで、状況でございますけれども、玄関に入ってすぐのホールの天井の方から雨漏りが現状しておりまして、天井クロスが汚れたり、ふいた後にその雨水がホールにたまるなどして、子供が施設の中を動くわけですけれども、転倒事故などを招くようなおそれがありまして、非常に危険な状態になっていて、工事の必要が出てきていたという状況でございます。

それから、手宮保育所の屋上防水工事につきましても、手宮保育所の方は昭和 51 年 3 月の建物でございますけれ

ども、屋上の防水の傷みが非常にひどくて、やはり雨が降った後には水たまりなどが見受けられまして、そのすぐ階下になりますけれども、布団などをしまっているところに雨漏りがするというのと、それからあわせて玄関のひさしの部分の方にもそういった状況が見受けられておりまして、改修が必要というふうに判断した状況でございました。

（建設）建築住宅課長

防水の改修工事に当たりまして、どのような工法を選択したのかということでございますけれども、防水の種類には大きく分けまして3種類ございます。アスファルト防水、塩化ビニール系などのシート防水、塗膜防水、大きくこの3種類があるわけでございますけれども、今回、この両施設につきましては、アスファルト防水を工法として採用してございます。

その理由につきましては、大きく二つございまして、アスファルト防水は何枚かのルーフィングを重ね張りする積層式熱工法でありまして、古くから存在している工法で、建築工法の変化に対応して、改質・改良が加えられ、信頼性の高い一般的な工法であるということがまず一つの理由でございます。それと二つ目に関しましては、さくら学園の方なのですが、遊戯室棟がアスファルトの露出防水というのをやっけていまして、それと手宮保育所の方も同じようにアスファルトの露出防水となっており、この場合、その既存の防水層を撤去しないで上に増し張りをしていくという工法を採用しまして、その場合、同じアスファルト防水の上にはシート防水と塗膜防水が適切でないために、アスファルト防水を採用してございます。また、さくら学園におきましては、遊戯室棟と保育室棟と二つに分かれていまして、保育室棟は既存のアスファルト方式の上にコンクリートの保護が乗っておりまして、その場合、コンクリートの上にはアスファルト防水とシート防水、両方が選択肢としてあるわけですが、遊戯室棟でアスファルトを採用するために、溶融がまを搬入したりしますので、経費の部分からアスファルト防水の採用をしているということでございます。

吹田委員

この工法で行ったものについて、どの程度の工事期間がかかったのですか。

（建設）建築住宅課長

工事期間についてでございますけれども、まず、さくら学園の方ですが、契約の工事期間が平成18年8月16日から10月13日までということで、約3か月弱ございました。それから、手宮保育所の方は6月28日から8月11日の約1.5か月でございます。

さくら学園の方ですが、契約が終わりまして、初めに段取り等の準備期間がありまして、それが1週間程度ありまして、その後8月28日から撤去工事、金物工事、下地調整、防水等、あとシーリング等をして、実際に現場で工事が終わりましたのは10月5日で、その後、10月13日までは工事書類の整理等を行ってございます。

手宮保育所につきましても、同じように、前後と後半の準備期間と書類整理はありますけれども、同様のよう施工を行ってございます。

吹田委員

実質的な工事期間というのを聞きたいと思ったのですけれども、その辺の部分についてはどうですか。

（建設）建築住宅課長

実際の防水を施工している期間ということになりますと、さくら学園におきましては、9月20日から9月30日の10日間でございます。

手宮保育所につきましては、今、具体的な日にちを承知していませんけれども、さくら学園と同様に1週間程度の工事を行っていたと承知しております。

吹田委員

私も現場を見せてもらったのですけれども、平面部でさくら学園が645平方メートルという形でございまして、例

えばこの下地調整工事とか、そういうものについても、どういう内容でこういう積算になったのか。恐らく財政部でそういう審査機関があって、そこでチェックされると思うのですけれども、そちらの方でどういうふうに出したのですか。

（ 財政 ） 山岸主幹

さくら学園の工事につきましては、あくまでもこの工事の金額によりまして、審査する期間というふうに定められてございまして、審査期間は、この工事については8日間ということになっております。

吹田委員

私の方で今お聞きしたいのは、そういう工事の内容についてどんな感じで見ているのかと思うのです。私の方でたまたま関係の業者に、札幌市でこういう工事を専門にやる業者の方に問い合わせしてもらって、こういう二層工事というのは大体決まっていますから、こういうものについて1平方メートル当たりの単価をどのぐらいでやるのか。そうしたら、通常4,000円でやりますという話でした。それは、下地調整とこれを完全に分けてなんていうことは普通あまりないですから、我々にしてみれば、自分たちがやる場合もですね。だから、4,000円であれば、例えば645平方メートルで、立ち上がりに関係なくしたら、二百五、六十万円という形のもので二層式のものはやります。この入札にかかわって積算の金額が一応ここでは1,200万円ほどの金額となっているのですけれども、今度この金額で実際に入札したと思うのですけれども、入札にかかわってどのような形で行われたのか、積算の単価を含めてお答えいただきたいと思うのです。

（ 建設 ） 建築住宅課長

まず、下地調整の部分の内容ということと、積算の部分で答弁申し上げます。

資料によりますと、下地調整工事はさくら学園260万円、手宮保育所47万円ということでございますけれども、さくら学園の方は、コンクリートの保護の部分のコンクリート層が、建築後19年たっているために凍害等を起こしまして、表面が劣化してしまっていて、10ミリメートル程度ぼろぼろになっているような状態で、そういった部分を外す等、左官的な補修をしたりする部分、あとシーリングの部分を撤去して補修したというような部分が下地調整工事の内容でございます。

それと、積算の単価の部分で、1平方メートル当たり4,000円とか5,000円とかでできるという話ではないかということなのですが、撤去工事とか下地調整等もありますので、今、防水工事は558万2,000円と296万6,000円でございますけれども、単純に立ち上がりと平面部を合わせて割り算をすると、両方1平米メートル当たり7,400円ぐらいの単価になるのですけれども、これには備考の欄にも記入しているのですけれども、空気層を逃がすための換気装置とか、ドレンの部分を取り替えたりとか、シーリングの部分が入ってございます。一応、積算の部分はそういうような状況でございます。

吹田委員

指名競争入札をしているのですけれども、指名競争入札の業者の選択の関係と、それから入札が行われたのですけれども、入札の内容についてお聞きします。

（ 財政 ） 契約管財課長

指名競争入札で実施いたしました関係でございますけれども、まず、防水工事ということでございますので、市の指名公募業者の中で、工種が防水工事の中から選定をするということになります。その選定に当たりまして、発注担当課の方から、社団法人全国防水工事業協会、それから北海道アスファルト防水工事業協同組合及び東西アスファルト事業協同組合等の会員であることという条件が付されてございましたので、この条件を満たす業者を選定いたしまして、結果、5社による指名競争入札を実施したところでございます。

この入札の状況ということで、落札率ということで答弁させていただきますけれども、97.87パーセントでございます。

吹田委員

私の方もこれは資料をいただきまして、一応予定価格を踏まえてみますと、入札で落札した価格が1,150万円で、そのほかは1,157万円、1,159万円、1,155万円、1,152万円と、そういうことでございます。ですから、ほとんど予定価格に合わせた額で来ている。こんなことってあるのかと一瞬思うのですけれども、私はこれは小樽市の業者の方々ではなくて札幌市の業者の方々ですから、疑問な部分もあると思っております、これにかかわっては、失礼ですけれども、この業者の皆さんは、指名業者ですから、だれとだれがここに入るということは事前にわかっているのですか。今までは、いかがですか。

（ 財政 ） 契約管財課長

指名競争入札の場合でも、私どもの方としては、掲示の段階で指名業者名は公表しております。ただ、各社に送ります入札通知書の中には、そういったものは記載しておりません。

吹田委員

これもそうなのですけれども、もう一つ入札の数値があるのですけれども、一応予定価格に非常に近いところがあるので、これも予定価格が452万円程度なのですけれども、これは落札が442万円、それも入札価格は442万円の次が445万円です、その次が447万円、次が448万円、あとちょっと超えて450万5,000円と、もう一つが451万円ですね。私はなぜこういった金額になってしまったのかということが、非常に疑問に思うのです。私は、これについて、やり方がちょっと違う、やり方がおかしいのかという感じがしまして、各部の方でこれは非常に正しいやり方で、これは適切なものだ、こう考えられる方から意見をいただきたいと思っております。

（ 建設 ） 庶務課長

手宮保育所の方でございますが、落札率が97.7パーセント、その結果につきましては、委員が今おっしゃったとおり、微妙な数字での競争の結果ということしか言えない状態だと考えております。

吹田委員

積算した数字は、例えば四百何万円だったら、5万円や10万円ではなくて、やはり1万円や、5パーセントですよ。数字が変わるのは、どう考えてもありそうな感じがしませんか。努力しますでしょう。これは、そういう面では非常に落ちた金額、それから予定価格の間に、これは非常に承服しがたいような数字でございます。私はこれにかかわって、財政部の方でこういう数字の出方をされた部分もあると思っております。これについて、審査の方ではこういうことについて何かかわることはあるのですか。

（ 財政 ） 山岸主幹

審査部門ではかかわってございません。

吹田委員

結果的には今回決算説明書に出ています。それで、監査委員事務局はやはり行政の実際の現場のものを別の立場で精査する、そういうことをやられるところだと、私は考えてまして、そういう面では監査委員事務局の方では、こういう形のものが実際に決算として上がりましたから、これにかかわってどんなチェックをされ、そしてこの決算説明書に載ってきたのかということについて、監査委員の御意見を伺いたいと思っております。

木野下監査委員

我々としては、積算とか、そういうことをするのは、専門の方になりますので、それがいいかどうかという判断はできかねます。それで、まず我々として見るのは、契約がきちんと行われているか。それから、払った金額は正しくやられているか。それから、見積りをきちんと何社かにとって、それでやっているかなどであり、はっきり言いまして、その辺しか見られないのです。その辺のチェックはしております。

吹田委員

監査委員事務局につきましては、皆さん大変努力されていると私は思うのですけれども、私はこういう問題につ

いて、現場の特に財政部の審査の方は専門の方ですし、また、そういう中では設計されたところも専門のところの部署がありますね。そういうところに対して、第三者的に見て疑問な部分というのはきちんと問い合わせして、来ていただいて、話を聞いて、それでこれでは適当であると、適切であるかどうかの判断をしていただくのは、別段不法ではないと思っております。この工事も小樽市の財産だから、どうしてもやらなければならない工事です。屋根の工事だから、雨漏りですから、利用されている方にとっては大変なことです。ただ、言えることは、それは適切な、必要なお金をかけてやったのだという形の、それが最終的に出てくる数字だと考えます。だから、必要なお金をかけていく、必要のないものはかけないというぐらいの形のそういう物の考え方をしましたら、これはどうしても私は違うと、こう思っているのです。やはりそういう面では、監査委員事務局では、今、内部の方々も異動で来られて、そういう仕事をされていると考えるのですけれども、そこはそこでやはり第三者として対応して、こういう問題について、私たちはこう見て何となくおかしいと思えますし、これは一般の方から見るとそう思うのです。確かに、予定価格よりも下回っていたらおかしいということはないですね。そこそこの積算ですから。452万円が450万円だって何もおかしくないです。でも、これは数字をただ書いて入れたというような状況でないかという気が実はしないでもないのです。札幌市の業者がそうやっているというのは、私にすればすごく不信感を持っています。あそこはもともと競争社会ですから、だからそういう面では、小樽市の仕事だから、こういうことになったのか。そのぐらい私はすごく疑問を感じています。

実を言うと、そういう工事の関係で、立ち上がりのことも含めて工事をやるとしたらどのぐらいになりますかと言ったら、立ち上がりを全部入れるのなら、1平方メートル当たり1,000円ぐらいプラスすればできます。ということは、465万円を1平方メートル当たり5,000円でできると言ってきたのです。これも恐らく関係業種としたら、聞いたら、アスファルト業者はこれしかないのですから、アスファルト業者に聞いてほしいと。だから、大変小樽はいい商売をされているということであるのかと思っております。私はこういうものについてもやはりきちんとやっていかないとならないと思う。ただ、起債も認められて、できるから。けれども、結果的には市職員だって、そして税金で払わなければならない、こういう形になりますので、私は、これは大変問題があると思っております。これについては、これからまたさまざまな工事をを行います。もう少しこういうものについて検討する必要があると思うのですけれども、これは意見として申し上げたいと思います。

建設部長

吹田委員の方から御指摘がございました。私どもは、今、積算をするに当たっては、国又は道の基準にのっとり明確にした中で設計をしております。疑義というお話でございますけれども、疑義がある部分については、情報を開示した中で説明は十分できると思っておりますし、かつ適正な設計を行っていると思っております。ただ、入札結果として、今、97パーセント等々の落札率については、業界の体質的なものもあるのでしょうかけれども、それについては、改善がされるものについてはすべきだろうと思っておりますが、繰り返しになりますけれども、私どもとしては適正な設計をしているというふうに自負しておりますし、適正に事業を進めたいというふうに考えます。

財政部長

入札の関係の御意見もありましたので、私の方からも説明させていただきますけれども、確かに今回の案件を見ますと、九十七、八パーセントということなのですけれども、この高い落札率の問題というのはかねてからありましたけれども、そういうものの事情も受けまして、今年度から条件付ではありますけれども、一般競争入札という方法も取り入れて、市としてもその落札価格の低下、あるいは入札参加者の拡大というものにも努力する中で取組を進めておりますので、その辺の事情も御理解いただきたいと思います。

また、審査部門につきましての御意見もありましたけれども、確かに審査部門、私どもは現場の設計が確かにこういう状況の中であって、例えば華美な部分とか、工夫の余地がないのかというものも意見交換をしながらやっておりますし、また適正な工事が行われたものかについても審査をしておりますけれども、御提言の趣旨は、こうい

う財政状況の中にあって少しでもということだと思いますので、その辺は担当している者の立場といたしましても十分に心がけてはまいりたいと思います。

吹田委員

これについては、ぜひまた一考をいただきたいと考えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

病院事業会計について

続きまして、病院の方の問題につきまして、平成18年度で病院事業会計は、全体では事業収益で95億4,000万円ほど金額があって、事業費用で101億6,000万円ほどの金額があって、これは一応6億円の赤字になりました。内容的に見ますと、医業収益というのが84億1,100万円ほどの金額があって、それにかかわっての医業費用というのが94億2,600万円ほどかかる。ですから、差额的には10億円ちょっと、それが17年度では例えば医業収益は94億1,700万円ほど、医業費用が101億8,200万円。ですから、対比していくと、医業費用と医業収益の関係を見ますと、医業費用の92.5パーセントが17年度は入っている。しかし、18年度になりましたら、これが医業費用の89.3パーセントが入っている。ということは3.2パーセント、いわゆる収益的に悪化している。これは、私は収入が下がれば下がるほど、費用の共通経費でやっているものが見えなくなるというような感じで、このまま下がっていくのは非常に問題と思っています。これも、皆さんが努力されているのかと思うのですけれども、私はこういう問題について、やはり市は本格的に何か一つ打開策をとらなければと思っています。

その中で、今日は欠損金の関係で、大変金額が増えるというのがございまして、この欠損金につきまして、この内容はどんなものであるかということについて聞きたいと思います。

（樽病）総務課長

平成18年度の決算ですけれども、収益的収支におきまして6億1,100万円の欠損金が単年度で発生いたしました。これにつきましては、17年度に比べまして4億7,500万円、実は欠損金が増えたということです。この中身につきましては、費用の方の給与費とか薬品費でも節減を図りましたけれども、入院・外来収益がこれを上回って減少したということが原因であります。これにつきましては、特に市立小樽病院の方の入院外来収益が前年度より減っているということです。今、患者数の減ということがその理由であります。その患者数の減というのは、18年度につきましては、一つには昨年12月にノロウイルスが発生いたしまして、発生した病棟につきましては、新規入院患者の受入れを停止したということもあまして、患者数が減ったという部分。そのほかに、17年度と18年度を比べますと、市立小樽病院の医師の数が合計で5名ほど減っています。17年度は血液とか内分泌、リウマチなどのいわゆる常勤医師がいましたけれども、これらが18年度に退職しまして、専門的ないわゆる内科医におきましては、呼吸器と消化器のみということになったことあまして、こういう要望なんかの患者につきましては、やむを得ずほかの病院に紹介したというようなことあまして、患者数が減ったということが、今回の18年度決算で損失が出てきたというような要因になったということです。

吹田委員

はい、わかりました。

特別損失というのがございます。これが大体基本的には1億6,000万円ほどの金額になっていますけれども、この内容を聞きたいのです。

（樽病）総務課長

特別損失の中身ですけれども、今回の1億6,200万円の中身につきましては、一つは固定資産売却損といたしまして、市立小樽病院向かいの看護婦寮と清汐寮を売却したときの、あの棟の残存価格の分の売却損が7,800万円ほどあったのと、そのほかに不納欠損額が4,500万円ありました。これらが今回の特別損失の中身になっております。

吹田委員

これは、今回の中で前年度から見たら相当金額が増えているということでございますけれども、これもマイナス

要因にしては大きいと思うのです。

最後に私が伺いたいのは、先ほども言っていますように、市立小樽病院は今、患者が大変減ってきた。単純に言うと、損益分岐点を完全に超えてしまっている。もう下回っているといえますか。私はこれから患者が増えてもらわなければ、だめなようなことだというふうに考えているのです。そのためには、現在、患者が来ていますけれども、今の医師の体制で、それ以上に受入れが可能なかどうか、もうちょっとお聞きします。

（樽病）医事課長

今の医師の体制でもっと患者を取り戻したらどうかというお話で、確かに市立小樽病院、第二病院とも、今、病床利用率というのは70パーセント前後でございます。90パーセントのところもございまして、ただし1名の医師が見る限度というのもございまして、また、市立小樽病院につきましては、市の病院として果たさなければいけない協力病院として介護老人保健施設なり特別養護老人ホーム等と締結しておりまして、ある程度の余力を持っていませんと、市立小樽病院の場合、70歳以上が7割ぐらい入院している現状でございまして、介護老人保健施設といったところの方が高齢になるとすぐ肺炎を起こしたり、施設で転んだりします。やはりそういう部分の緊急性等を備えておりますので、今、70歳だから余力があるのかなのかという判断はなかなか難しいところがございます。

また、現在、委員がおっしゃったように、どのように患者を獲得していったらよいか模索中でございますけれども、市立小樽病院につきまして、春から耳鼻科、眼科、10月からは内科の医師も増えておりますので、その方々が1名でも2人名でも入院患者をとっていただくということもいろいろございます。また今後、いろいろ努力しながら患者の獲得に努めてまいりたいと思っておりますけれども、特に市職員も大いに小樽病院を利用させていただいて、ただ、こればかりは病気を持っていない方に来てくださいとは言えないわけであって、なかなか難しいところもございまして、何とか頑張って患者を獲得するように努力してまいりたいと思っております。

吹田委員

原課の方でいろいろ工夫されているという意味なのですが、仮に、基幹病院に相当させる、そしてきちんと運営させるためには、市民の皆さんの協力を得なければだめである。やはり公立病院ですので、きちんとした医療体制を持って、健康を守ることにありますので、そういう面では私は市の方が、例えば今の市立小樽病院の診療科の特徴を皆さんに伝えまして、こういう部分についてはこのようにしています。ですから、必要な方は市立小樽病院を利用してほしいというような情報を、市の広報なりで伝えるとか、そこには今、病院問題で大変苦労されている小樽市長でございますから、市長の一言ぐらいつけて、ぜひ市立小樽病院を利用させていただきたいということであれば、年間に1万何千人もの患者が減っているなんて、私などはこれを見まして、実を言うと、来年この形で下がっていった場合どうなるのかという形でやったら、単純計算しますと、恐らく赤字は10億円を超える数字にある。これではもう立ち行かないですから、そういう意味では、やはり小樽市で市立小樽病院がなくなったときには、だれが困るかといったら、市民が困るのです。特に今は札幌市の病院にたくさんの方が通っているのです。だから、特にそういう方々に対して小樽市でこういう医療をやりますのでということで、小樽市に戻っていただいて、来ていただけるような広報も必要だろうと考えていまして、ぜひ何かいい知恵がございましたら、發揮していただいて進めていただきたいと思いますと思うのですが、いかがですか。

（樽病）事務局長

先ほど総務課長の方から、平成17年度と18年度を比較したいいわゆる患者数の減について、いわゆる診療科の専門医の話をしましたけれども、今の市立小樽病院の現況、特に17年度、18年度を比較した場合、血液の専門医、高原、リウマチの専門医、内分泌の専門医、これらのいわゆる専門医が退職しまして、その後の正規の医師の補充というのができないでいるという現状はあります。そうしますと、今まで市立小樽病院で17年度までは診ていた患者を、いわゆる専門医がいけないものから、これら専門診療科で特に重症になると診られないという状況が18年

度に生じてきて、今も引き続いてございます。ただ、この手だてとしましては、大学の方に病院長が出向いて、今、糖尿病、血液等につきましては、週 1 回外来の診療に来ていただくということで、対応しています。ということは、これらの患者には入院では対応できないということになります。これが17年度と18年度を比較した患者数の減の非常に大きな要因だというふうに思っています。ですから、19年度は昨年度と比べまして若干患者数は落ちていますが、17年度と18年度を比較した患者数の減というほどには当然いかないというふうに思っております。

それと、市立小樽病院のいわゆるPRの問題というのは、これから研究をしていかなければならないというふうには思いますが、ただ、私どももやはり今、一般的によく言われている患者に選ばれる病院に、いかにしていくかということが非常に大事だと思っていて、いわゆる患者の満足度調査というのも先般やりまして、小樽病院ではどこが患者に求められているのだろうか、まだ足りないのだろうか、そういったことをアンケート調査しながら改善に向けて今取り組んでいるところですので、そういった方面で努力していかなければならない、これからも引き続きそう思っております。

吹田委員

よろしく申し上げます。

委員長

平成会の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時35分

再開 午後 3 時05分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行します。

休憩後の質問順序につきましては、自民党、共産党、公明党の順に変更されておりますことを申し上げます。

自民党。

山田委員

財政規模の経年的な増減について

それでは、私の方から、小樽市の財政の方から質問させていただきます。

まず、1 財政規模状況調から、前年度に対する増減額の一番大きなものをまず第 1 点、財政規模状況調から一般会計にかかわるもの、これに関しての一番大きなもの、少ないもの、これについて金額をお知らせの上、どうしてこういうような形になったのか、お聞かせ願いたいと思います。

（財政）財政課長

財政規模なのですが、その経年的な中身、増減の中身ということで説明させていただきます。

平成14年度と15年度におきましては、約15億5,000万円程度、財政規模として減少になっておりますが、これにつきましては、人件費での減少、それから建設事業で菁園中学校の建設が前年度にございまして、それで減少しております。大きなものとしては、人件費とその建設費で約15億円程度になります。

それから、15年度と16年度を比較しますと、約22億3,000万円程度増加しているわけなのですが、これにつきましては、地方債の中で借換債ということで、平成7年と8年に借りました減税補てん債ですが、この分が、これは国の制度の方で税収を下げた分で起債を借りなさいということがあったわけなのですが、その借換えということで、その分で約25億8,000万円の借換えを行っております。ということで、その分の市債が16年度で増えております。そのほか、減の要素として先ほど15年度のところでありましたけれども、人件費の部分での減少も大きくなっており

ます。大きな要素としては借換債の部分でございます。

それから、平成16年度と17年度の比較では、約41億8,000万円減ってございます。それは、今ありましたその借換債の分が25億8,000万円ございます。それと、建設事業として、16年度にソーラス関係の建設事業等がございました。それで、建設事業費で約12億円の減少をしております。逆にプラス要素としては16年度が赤字決算となりましたことから、この中に繰上充用も11億8,000万円入ってございます。それと、大きな要素としては、17年度では除雪費です。大変な大雪ということで2度の補正予算を組んだということもございまして、除雪費につきましては、前年度と比較すると約2億3,000万円増えております。減の要素としては、先ほどありました借換債の額が大きいということでございます。

それから、17年度と18年度を比較しますと、約15億5,000万円減少しているわけなのですが、これにつきましては、維持補修費の中で、前年度と比較しますと、除雪費の不用額が結構出ました。その関係で除雪費が減少しているということがございます。それから、下水道事業会計とか公営企業会計、各特別会計の繰出しが全体で約5億円減少しております。この除雪費の減と繰出金の減が主な要素です。

山田委員

特別会計の繰出しについて

次に、3特別会計決算状況調から、特に国民健康保険事業特別会計、老人保健事業特別会計、介護保険事業特別会計、これはやはり平成16、17、18年度では引き続き大きな要素として、皆さん、目の当たりにしていると思えます。まず、これが今後どうなるのか、この状況を踏まえて、この状況と今後考えられる推移、このまま進むのか、多くなるのか、あわせてそういったこともお聞かせ願いたいと思えます。

（財政）財政課長

特別会計の繰出しの大きなものとしては、まず、国民健康保険事業特別会計の繰出し、これが平成16、17、18年度と経年的に見ますと、16年度が約17億300万円、17年度が15億4,700万円、18年度が15億2,300万円ということで、年々若干減少している状況にございます。

それから、老人保健事業特別会計の繰出しにつきましては、平成16年度が14億2,300万円、17年度が15億7,000万円、18年度が16億2,100万円と年々増加していってございます。

それから、介護保険事業特別会計の繰出しなのですが、平成16年度が15億600万円、17年度が15億7,100万円、18年度が16億5,500万円という形で年々増加していってございます。

これらの3事業会計の繰出しなのですが、法令等で医療給付費とか介護給付費に対して、市の方というか、一般会計の方が負担しなければならない割合が決められております。それで、国民健康保険事業特別会計につきましては、若干の制度改正等によりまして、先ほど述べさせていただきましても、多量に減少してきている状況にございます。老人保健事業特別会計と介護保険事業特別会計につきましては、医療部分とか、介護保険の給付費が年々増加してきているという状況にございます。それで、先ほどもありましたが、法令等で決められている分での繰出しということになりますので、これらの状況からいくと、まだ増えているのかという状況にございます。でも、これらの繰出金の全額ではないのですが、制度的に地方交付税、普通交付税の中で見られている分もござい

ます。

山田委員

ある程度少なくなっていく部分、当市の負担しなければならない部分というのはよくわかりました。

病院事業会計の借入金について

病院のことについては皆さんやはり心配している部分だと思います。この平成18年度資本収支の決算の調べから、この収支の不足額に対する補充財源、金額ではおおよそ43億1,970万円1,000円の借り先と、それから現状がどういような金額に推移しているのか、また、幾ら借りて、この借り先の利子が幾らになったのか、お聞かせ願いたい

と思います。

（樽病）総務課長

病院事業会計の43億1,970万円の一時的借入金ですけれども、これにつきましては、平成18年度末、3月30日に一般会計に44億円を償還するために、3月30日に借りて、それを4月4日まで借りています。4月4日に一般会計繰入金をいただきましたので、それで7億円を金融機関に返すのと、4月4日に産業廃棄物等処分事業会計から1億5,000万円借りましたので、その差引きで35億5,000万円を現在も銀行から借りております。借入先につきましては、北洋銀行と小樽信用金庫と北海信用金庫の3行から借りております。現在、9月28日までの利子ですけれども、おおよそ3,000万円ほどを払っております。

山田委員

大体7億円返済されて、現在もまだ35億円、その間の利子が3,000万円ということで、これに対しても、小樽市の一般会計からの繰出しで補充しておりますが、我々も一日も早くこの借金が返済されるように見守っていきたいと思います。

一般会計財源状況調と経済状況について

5.一般会計財源状況調の方から、まず、地方交付税、市税、諸収入、この3項目を足すと約407億9,473万4,000円、パーセントでいくと67パーセント、大まかでいくと7割ぐらいのこういうような依存財源、また、自主財源があります。いずれも過去5年、大体55パーセント、45パーセントの割合で推移している状況だと思います。過去5年の割合の推移について、経済状態等にかんがみて、どのような状況になっているのか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

（経済）産業振興課長

一般会計財源状況調と本市の経済の状況についてという御質問でございますけれども、経済と関連する部分で申し上げますと、この一般会計財源状況調の中では、市税が関連するのではないかと考えてございます。この状況調は平成14年度から18年度までの推移が記載されておりますけれども、平成17年度を除きまして、市税収入が前年度を割り込んでいる状況になってございます。この間の当市の経済状況につきまして、市のさまざまな統計を見てまいりますと、一つは工業統計というのがございます。工業統計の調査結果、14年度から17年度を比較しますけれども、4人以上の事業所数が365社から324社、41件の減少になってございまして、製造品出荷額で申し上げますと、1,652億円から1,600億円ということで52億円の減少になってございます。それから、商業統計というのがございすけれども、これは卸売業と小売業に関してのものでございます。統計の年度が違いますから、これは14年度と16年度の比較になりますけれども、4名以上の事業所数というのが2,305件、これから2,261件ということで44件減少してございます。それから、販売額については、3,430億円から3,200億円ということで230億円ほど減少してございます。それから、これとは別に事業所企業統計調査というものもございますけれども、これを見ますと、民間の事業所数あるいはその従業者数というものが、落ち込んでいる状況にございますので、この間、法人から納められる市税というものも落ち込んでいるということが推計されます。

主な原因といたしましては、多くの地方都市が直面している問題だとは思いますが、やはり景気の低迷によります個人消費の低迷、あるいは人口減少とか、公共工事の落ち込みによります市場規模の縮小、こういったものが売上げの減少につながっているということが原因として挙げられるのではないかとこのように思っております。ただ、17年度から18年度にかけてでございますけれども、市税の落ち込みもその前の3か年度を比べますと、少し縮まっているような状況になってございまして、これは経済状況として見てみますと、市経済の全体をまずけん引するほどの力強さというのはまだないのですけれども、例えば首都圏とか東海地方、そういったところとの取引のある製造業とか、中国を中心とした東アジア、そういったところとの経済交流といいますが、取引があるような製造業を中心にして、やはり一部明るいような材料が少し見られている、そういうような状況に現在あるところ

でございます。

山田委員

そういう最後の一言を聞いて、私も少しほっとしております。

性質別景気状況調について

9. 性質別景気状況調ですが、この歳出決算の合計から平成17年度、18年度の事務的経費を比較してお聞きします。単純に職員数の減になっております。ただ、退職者の増加によって、退職給与引当金の増加、こういう部分では給与費が出ております。この点について14年度から18年度にかけて、その積算額から伸び率がわかりますが、各科目の状況など、お聞かせ願いたいと思います。

（財政）財政課長

人件費、扶助費、公債費の平成14年度から18年度までの状況ということなのですが、まず、人件費につきましては、伸び率で申しますと、14年度、15年度、16年度、17年度、18年度と伸び率を見ていきますと、14年度と15年度の比較では4.9パーセントの減、15年度と16年度の比較では7.0パーセントの減、16年度と17年度の比較では7.4パーセントの減、17年度と18年度の比較では0.1パーセントの増ということになっております。18年度につきましては、今、山田委員からありましたように、退職者が多かったということで、退職手当の額が増えております。そういうこともあって増となっております。それで、人件費が減少してきている状況というのは、当然に職員給与費の独自削減分とか、あと退職者につきましては、不補充という面もございます。各種人件費につきましては、先ほど言った独自削減以外にも管理職手当とか、特殊勤務手当を全面的に見直した、そういうこともございまして年々減少してきております。

続きまして、扶助費につきましては、伸び率で申しますと、14年度と15年度の比較では5.7パーセントの増、15年度と16年度の比較では0.5パーセントの増、16年度と17年度の比較では0.9パーセントの減、17年度と18年度の比較では0.9パーセントの増になってございます。全体的に見ますと、扶助費につきましては、増加傾向になってございます。その中で特に大きいのが、項目で比較しますとやはり生活保護費の決算額が年々増加してきております。なおかつ、その扶助費の中での割合についても多くなってきております。生活保護の状況なので、いろいろな要素があるかと思いますが、決算の数値からいくと、そういう状況になってございます。

公債費につきましては、これも伸び率で言いますと、14年度と15年度の比較では3.7パーセントの増、15年度と16年度の比較では35.4パーセントの増、16年度と17年度の比較では25.3パーセントの減、17年度と18年度の比較では1.7パーセントの減となっており、増減率の大きい16年度と18年度につきましては、先ほど冒頭で財政規模のところでも説明させていただいたのですが、借換債で25億8,000万円の額がありまして16年度は伸びておりまして、17年度は大きく減となっております。公債費につきましては、一般会計で言えば、16年度がちょうどピークになってございます。ですから、平成16年度まで伸びてきておりましたが、17年度以降は減少しているという状況になっております。

山田委員

平成16年度から引き続き累積赤字を引きずっておりますが、財政再建推進プラン実施計画における職員給与費の伸び率で、また、各全般にわたる主要事業の見直しで、5年ぶりに単年度黒字も計上しております。依然険しい状況は変わっていないと思います。また、市長、副市長においては、18年度には給与をそれぞれ25パーセント、16パーセント削減され、みずから財政再建の道筋を示されているところであると認識しております。

そこで、本市の職員の状況を見ますと、民間から比べて、私は数倍能力があると認識しています。そこで11.職員状況調でいくと、人口1,000人当たりの職員数は、例えば類似都市でいくと6.4、本市の場合は8.5、こういうような算定水準もあります。仮に本市の18年度状況で、道内の人口10万人規模の類似都市の1,000人当たりのパーセントを職員で判定すると何人になるのか、まずそれをお聞かせの上、他市との状況、過去の推移を最後に聞きたいと思い

ます。

（総務）職員課長

人口1,000人当たりの職員数ということのお尋ねですが、平成16年度から18年度までの3か年の推移を話したいと思います。小樽市につきましては、16年度が8.8人、17年度が8.7人、18年度が先ほど話に出ました8.5人ということです。釧路市が16年度が8.9人、17年度が9.6人、18年度が9.3人となっております。帯広市が16年度が7.9人、17年度が7.8人、18年度が7.6人となっております。また、苫小牧市が16年度が7.2人、17年度が7.1人、18年度が6.8人となっております。

ただ、この人口1,000人当たりの職員数といえますのは、職員が多いか少ないかの一つの目安には確かになりますけれども、ただ、従前からいろいろ言われていますとおり、小樽市の場合は東西に地形が長いとか、あるいは港湾があるとか、また、政令の指定保健所を抱えているとか、また、市立病院を二つ抱えているといったような、そういった固有の条件がございますので、単純に人口で割り返したこういった職員数を、これが多いか少ないかと比べることは、ちょっと危険性もございますので、こういった数字を見る際には、そうした固有の条件もあるということを加味しなければいけないというふうに考えてございます。

山田委員

先ほど質問したのですけれども、例えばこの10万都市の人口1,000人当たりの平均でいくと職員数は何人になるのか、私は別にこれで職員を減らせというわけではないのです。私は職員の皆さんがすごく能力があるということは認めております。ただ、以前の一般質問の中でも、できれば一人が何役、二役でも三役でもスキルアップしていただいて、そういうような形で小樽市を守っていただければという意味で言っただけですので、そういうことにかんがみて答弁していただければと思いますが、いかがですか。

（総務）職員課長

済みません、漏れたようで申しわけございません。

小樽市も含めました10市平均で、平成16年度が7.6人、17年度が7.6人、18年度が7.5人というふうになってございます。

総務部長

御指摘の部分というのは、こういった時代ですから、少ない人数でできる限り効果を上げて、ある意味では今の財政再建に資するようなことを考えてほしいという思いなのかというふうに受け止めます。それは当然そういう前提で我々は臨んでいますし、できる限り現在の退職者不補充という厳しい中で、職員の皆さんには協力をいただきながらやっているという現状にはなっております。ただ、それぞれのまちで古い歴史があったり、施設があったり、いろいろな機能があたりして、差異があるものですから、なかなか一遍に減らしていけないという、こういう厳しさも一方であって、ただ、今見ておわかりのとおり、人口1,000人当たり9人台だと、小樽市が今、8.5人まで来ていますので、少しずつですけれども他市へ近づきつつあるという、そういった努力をしているということを御理解いただければと思います。今後ともできる限り少ない人数で効果を上げるという、そういった姿勢で臨んでいきたいというふうに思っています。

濱本委員

監査報告書、決算審査意見書について

それでは、私の方から、監査報告書並びに決算審査意見書に関して若干質問させていただきたいと思います。

この監査報告書並びに決算審査意見書であります。平成17年度版とこの今年度の18年度版の記載の仕方、様式ですが、例えばグラフなどが入るようになりましたが、いろいろな部分に変更になっていると思います。主な変更点とその変更についての意図があるのであれば、聞かせていただきたいというふうに思います。

木野下監査委員

財政状況が厳しい状況でありますので、本年 6 月の地方財政健全化法による健全化判断比率の審査をこれからやっ
ていかなければならない。その下準備もありまして、歳入歳出の状況や財源別構成、性質別経費等をよく見られ
るように、それからまた、皆さん方だけでなく、市民にもわかるような格好で表していきたいと、そういうこと
で図表などを入れまして変えました。

濱本委員

確かに、決算特別委員会に臨むに当たりまして、その前からいただいておりましたこの決算説明書等を見るとき
に、この監査報告書も含めて決算審査意見書などは大変参考になったというふうに思います。これが完成形とい
うことではないのだろうというふうに思いますけれども、ぜひとも今後ともいい報告書をつくっていただいて、我々
がよくわかるようお願いをしたいというふうに思います。

それから、平成17年度の定期監査の中で指摘された事項、また、事例が、18年度においても同様に指摘されてい
るものが幾つかあります。本来であれば、こういう17年度の指摘事項については、18年度では発生しないというの
が本来の姿だろうというふうには思うのですが、残念ながら発生している現実がございます。そういう意味では17
年度に発生した事項が18年度にもう出ないというためのいろいろな取組はたぶんされたのだろうというふうに思い
ますけれども、その取組について、具体的な内容があれば聞かせていただきたいと思います。

監査委員事務局長

事務の流れということもありますので、私の方から答弁をさせていただきます。

今、お話がありましたように、例年繰り返し指摘事項などを私どもは入れさせていただいております。そして、
これまでといろいろ変えた点があります。

まず、例年どおり市長、部長に報告書を提出の後、直ちに部長会議でも周知徹底を図っていただく。その上で、
全庁的に全課メールという形で職員一人一人にも周知を図るような形に実しております。それとまた、従来から
これはありますけれども、各部署から私どもが指摘した事項などについて、それをどのように改善したか、あるい
はするのといったような措置状況を必ず求めていくということです。これで確認がまた増えるということです。
それからさらには、今年また、意を込めてやっていることは、規則や要綱など、時代の流れに伴いまして一定程度
見直さなければならぬもの、それから新たにマニュアルなども策定しなければならない、こういったことをそれ
ぞれ所管する課とも協議いたしまして、やはりこれも全庁的にその所管する課の方から、事務文書の流れについて、
徹底を図っていただくよう通知をさらに出していただいているということでございます。さらには、規則等を改正
しなければならない部分があります。これにつきましても、この際、監査報告書の中で、全庁的な検討事項とい
うことで述べさせていただいておりますが、この取組についても現在、しかるべき時期に改善されるような形で取組
が行われていると、こういうようないい方に進んでいるというような状況でございます。

濱本委員

わかりました。ぜひとも平成19年度の監査報告書には、どこも指摘事項がありませんということを期待しておき
ます。

同じく、この18年度の監査報告書の中で、財政援助団体監査報告という記載がございます。それで、まず、この
財政援助団体の定義と、定義したときにこの数がどのぐらいあるのか、もしおわかりになれば、聞かせていただ
きたいと思います。

木野下監査委員

今、財政援助団体の定義ということになっていきますけれども、一応団体に対して補助金なり交付金を渡している
ところ、それを全部財政援助団体として扱っております。これは、小さい方は1万円からのところもありますし、
大きいところは1,000万円までというようなところもあります。それで、先ほど数の話が出ましたので、100万円以

上のところがどのぐらいあるかを見たところ、67か所あります。

濱本委員

100万円以上でも67か所ということになりますと、これを監査するということになりますと、相当なマンパワーが必要なだろうというふうに思います。

例えば5年に1回なのか、極端に言えば10年に1回になるのかもしれませんが、こういう財政が厳しい状態の中で、補助金、交付金を出している団体が、いわゆるそれを本庁で、この小樽市役所がやるよりももっと効率的にやってくれるからそういうことをやっているのだろうと、そういう支出をしているのだろうというふうに思います。であるならば、その支出が適正かどうかというのは、最低でも何年かに1回はやはり監査をしていただきたいというふうに思います。マンパワーが足りないということは十分承知はしておりますけれども、ぜひお願いをしたいと、この点も検討していただきたい。

平成18年度に関しては、ここの記載では2団体だったのですが、この2団体が監査対象になった理由があるのであれば、お聞かせをいただきたいと思います。

監査委員事務局次長

対象の設定ですけれども、これにつきましては、過去の実施箇所から見まして、年数があいているところを順次選んで監査しております。

濱本委員

先ほども申し上げましたけれども、実地監査とまではいかなくとも、例えば書類監査、いわゆる事業報告書並びに決算報告書をいただいて、監査をするという方法もあるかと思いますが、それをまずお願いするとともに、今回2団体であったということはわかりました。

それと次に、平成18年度の指定管理者監査報告なのですが、同じように今回の監査を執行した団体の選定について、何か理由があるのであれば、お聞かせをいただきたいと思います。

監査委員事務局次長

ただいまの指定管理者制度でございますけれども、そもそも本市で平成16年度から二つの施設でまず導入された。そして、18年度に本格的な導入という形で、市営住宅の集会所1か所を含めて、26施設が新たに導入されたという状況でございます。

そこで、私ども、実際に監査に入りましたのが、17年度1団体、それは16年度に立ち上がったところですが、そして、18年度、今3団体に入っておりますけれども、これにつきましては、考え方といたしましては、まず利用者がやはり多く利用している施設といいですか、これが一つ。それから、主に施設の管理業務を主体としているところがあります。この大きく二つの形態に分けた考え方を持って、そして今述べたようにちょうど入ったわけですが、いずれにしても、まだこの指定管理者の部分が間もないものですから、今後、順次入っていくわけですが、とりあえず今、大きく二つの形態に分けて、まずやっぺいこうという考えの下に始めている、このような状況でございます。

濱本委員

指定管理者制度は導入されたばかりですし、ある意味、これはこれからもたぶん増え続けるのだろうというふうに思っております。変な話ですけれども、指定管理者自体が例えば法人であれば、最悪の事態も今だったら考えられないこともないわけでありまして。そういう意味では、監査というシステムは間違いなく必要だというふうに思いますので、今後ともこの点について研究をされて、監査を行っていただきたいというふうに思います。

最後に、この平成18年度の決算審査並びに定期監査を終えた両監査委員に、言うなれば17年度の監査を念頭に置きながら、18年度の監査について、もし御感想なり御所見があるのであれば、聞かせていただきたいというふうに思います。

木野下監査委員

私の方の感想としては、これからのことを話したいと思っています。ということは、今も言ったように、新しい法律ができ上がりまして、まだ細かい話は出ていませんけれども、監査委員事務局の事務量がちょっと増えるのではないかと。そうすると、専門職の方を置いてもらわないと、3年か4年で一巡するような人事異動では、我々の業務もなかなかやっていけないのではないかと、その辺は市長部局の方をお願いしまして、そういうことで今後やっていきたいと、そういう感想を持っております。

久末監査委員

それでは、私の方から、平成18年度の決算審査意見書から答弁したいと思います。

まず、本市の財政状況でありますけれども、各会計の決算の概要につきましては、決算審査意見書でそれぞれ述べておりますが、18年度の状況としましては、大きな点で申しますと、退職手当債の導入など、新たな財源の確保と歳出の抑制に向けてさまざまな手だてを講じられまして、不断の努力をされていることと認識をしておりますけれども、単年度収支が5年ぶりに黒字になったとはいえますけれども、昨年度に引き続きまして大変厳しい状況下にあると実感しております。

本市では、平成16年度から職員の給与の独自削減をはじめ、退職者不補充などによる人件費総額の抑制や事務事業の全般的な見直しなどによる歳出の総抑制を図られている最中でありまして、あとは一般財源をいかに獲得していくかということにあると思います。一般財源の大宗をなす市税と地方交付税につきましては、国の地方分権の対策推進に向けた動きなどを注視しなければなりませんけれども、まず自主財源の確保のために、市税や市税外収入の一層の増収に努めていくことが一歩でも二歩でも改善につながっていくのではないかと考えております。

このようなことから、今後とも国の動向をより注視し、本年3月に策定されました財政健全化計画を確実に実行されまして、この難局を一刻も早く打開できるように、職員一丸となってより一層の尽力をしていただきたいと望むものであります。

濱本委員

今、両監査委員の御報告をいただいた中で、木野下監査委員から監査事務局の事務量が増えて大変だという話もございましたので、ぜひその点については市長に御配慮をお願いして、私の質問を終わります。

委員長

自民党の質疑を終結し、共産党に移す予定でありましたが、福祉部の理事者が間に合わない状況にありますので、公明党の質疑を先に行わせていただきたいと思いますと存じ、また、公明党、共産党には大変御理解をいただきましてありがとうございます。

斉藤（陽）委員

美術館の運営について

まず、美術館の運営ということで何点かお伺いをさせていただきたいと思います。

事務執行状況説明書の132ページと133ページ、行事について、記載に年度あるいは暦年が表記されていないものから、わかりづらい部分がございます、（ 3 ）常設展の第28次展示、10月21日というところが平成17年なのですね。そこから始まると思うのですが、そして最終の常設展では第31次展示、それから企画常設展示室の方では第55次展示、そのような形になると思いますが、常設展、特別展、それから企画常設展示、そのあたりを時系列に沿った形で説明願います。

（教育）美術館副館長

ただいまの御質問に対しまして説明申し上げます。

御指摘の132ページと133ページに着目いたしまして、美術館の1.行事について、この中で（ 1 ）（ 2 ）（ 3 ）に

ついて説明いたします。説明する前に、基本的には美術館の場合は、1階に中村善策記念ホールというものがござります。2階には企画常設展示室がござります。3階は特別展示室、いわゆる市民ギャラリーということになっております。

では、時系列的に説明させていただきたいと思いますが、結構中身が文言としてたくさんありますので、言葉的には最初の部分だけでわかる内容で説明させていただきたいと思います。

第28次展示、これは1階の中村善策記念ホールですが、平成17年10月21日から18年5月28日ということになります。次に、第53次展示、これは2階になります。18年2月24日から5月28日まで。次に、特別展、これは2階で行います。これは18年6月3日から7月23日まで。さらに、同じ6月3日から9月18日までは第29次展示、これは1階でござります。次に、18年7月29日から9月18日まで、これは2階で特別展が開催されております。さらに、2階並びに3階で、18年9月27日から18年11月3日、これはこの事務執行状況には表現されておきませんが、第57回小樽市文化祭が行われております。さらに、18年9月23日から19年1月21日までは、1階の第30次展示でござります。そして、18年11月1日から19年1月21日までは、2階で第54次展示。そして、19年1月27日から19年5月20日までが、1階で第31次展示。期間が同じですが、2階では第55次展示。このようになっております。

斉藤（陽）委員

私もこれを解説するのに非常に苦勞をしました。来年度の表記は、ぜひ年度あるいは暦年を記入していただきたいというふうに思っています。

それで、今の説明の中にもありましたが、平成18年度の第57回小樽市文化祭の美術市展等、美術館会場で行われた行事につきまして、開催時期、使用場所、出品点数、入場者数及びそれぞれのこの二、三年といたしますが、その推移等について説明をいただきたいと思っています。

（教育）生涯学習課長

昨年度の第57回小樽市文化祭のうち、美術館会場を利用しての開催についてのお尋ねでござりますが、美術館を利用しての開催は、昨年9月27日から10月4日まで、美術市展60周年記念公募展を開催しています。また、10月25日から10月29日にかけて、小樽ユース展、これは市内高校生の美術作品を展示してござりますが、これを開催しております。さらには、60周年という記念すべき年であったところから、市展委員の皆さんの作品のみを展示することで、10月25日から10月29日まで、60周年記念委員展を開催しております。それらの美術市展以外の開催につきましては、書道市展、写真市展、和紙ちぎり絵展などを開催してござります。

まず、出品数ですが、平成18年度の出品数につきましては、美術市展関連の出品数が296点ござりました。書道市展につきましては152点、写真市展は355点、和紙ちぎり絵展が180点ということで、合計983点の作品を美術館会場で展示してござります。

入場者数の推移ということで、16年度から18年度までの3か年について説明申し上げます。まず、美術展関連で16年度が2,608人、17年度が2,589人、18年度が3,583人となっております。その他の書道市展、写真市展、和紙ちぎり絵展の合計が、16年度が1,220人、17年度が1,353人、18年度が1,641人となっておりますので、総体としての入場者数の推移につきましては、平成16年度3,828人、17年度3,942人、18年度5,224人となっております。

斉藤（陽）委員

平成18年度はその60周年ということもあって、非常に力が入ったというふうに思っています。

それで、次に決算説明書の57ページの美術館使用料について、この右側に説明が非常に詳しく載っているのですが、これもなかなかわかりづらいというところござりまして、常設観覧料のところ個人が2段に分かれておきまして、「1,825人×300円」というのと、「181人×200円」があったり、あと、「共通券」という項目があって、これもまた個人のところが2段になっていますし、高校生、市内高齢者の部分も値段が違ってくるところがあったりとか、あと観覧料、特別展の方についても、いろいろ二段構えの価格が載っているのですが、この辺を説明いた

だけますか。

（教育）美術館副館長

決算説明書の57ページの右の内訳の欄の説明をさせていただきたいと思います。先ほど冒頭にも申し上げましたとおり、1階の中村善策記念ホールと2階の企画常設展示室、そして3階の特別展示室という、この3本柱で美術館の歳入があるというふうに位置づけをいたします。そのうちの常設展観覧料といたしましては、300円はあくまでも2階の観覧料というふうな位置づけなのですが、その下に、「181人×200円」と書いてございますが、これは1階の中村善策記念ホールのみ観覧者の数字でございます。すなわち、市展などが入りますと、2階、3階が使えなくなりますので、その場合は1階の中村善策記念ホールのみが入館、有料ということになりますので、こういう数字に表れます。同じように、高校生、市内高齢者は、今言った内容の半額でございますので、それぞれの数字が半分になっているということでございます。そして、団体については、基本的には2割相当額を減じておりますので、3番目というふうになります。それと、共通券という表現でございますが、これは一日に、その日のうちに文学館と美術館を見た場合に、利用者の利便を図るということで割引という制度をしております。そういうことで、一般の場合は500円ということでございますが、これは通常でいけば文学館300円、美術館300円で600円でございますが、その場合は500円になりますと、そういう計算でございます。同じように、次の「181人×400円」というのは、1階の中村善策記念ホールが200円で文学館が300円の場合は500円ですが、その場合は400円になりますと、そういう計算でございます。以下、高校生、市内高齢者についても同じような考え方で半額というふうになります。それと、団体については、やはりこれも割引をしておりますので400円と320円となります。次に、特別展観覧料でございますが、これは先ほど言った特別展並びに特別展ということで400円というのが単独券になります。次に、「106人×320円」と書いてございますが、これはリピーター券といいまして、特別展を見た方に次の特別展もぜひ見に来ていただきたいという思いを込めまして、やはり2割引ということで、特別展を見た場合にその補助券を出している。そういう細かいことで集客効果をねらっております。同じように、高校生と市内高齢者は半額になります。団体も、先ほど言ったとおり2割引でございます。そういうことで、共通券についても一番下の500円と書いてありますが、これは美術館が400円で文学館が300円、通常で700円ですが、これも500円にして一人でも多くの美術愛好家、市民の方若しくは広い意味では小樽に来る方にぜひ美術館を見てほしいという、そういうことでこういう金額を設定してございます。

斉藤（陽）委員

丁寧の説明いただきましてありがとうございます。

それで、これは市の施設としては非常に努力されているという感を強くしています。社会教育施設の他の施設を見ましても、なかなか皆さん、苦労というか苦戦している状況の中で、この美術館の場合は、ここに出ている予算現額が400万円、収入済額が399万5,830円で、99.9パーセントの達成率ということで、これは非常に善戦されているということで、社会教育機関としての他の施設の参考にもなればという思いで、今、若干出ましたけれども、そういう料金設定とか展示内容、あるいは開館時間、閉館時間の設定、そういった部分で、あとメディア戦略といいましか、報道機関に対するアピールみたいな部分も含めて、工夫や考え方について説明いただければと思います。

（教育）美術館副館長

平成18年度の歳入率がほぼ100パーセントとは言いませんが、99.9パーセントということで、これはたまたまこうなったというふうにとらえております。ということは、やはり18年度は新しい取組ということでいろいろなことを行いました。さらに、19年度についても、現年度でございますけれども、18年度にも増しているいろいろなことをやるということで、今も実行しております。その中で、特に18年度につきましては、基本的には館長以下、美術館スタッフによるいろいろな会、お客様との接触の中で、美術館のPRをさせていただいております。それと、ポスター、チラシの宣伝、これもただ単に一方的な送りではなくて、市内の部分については、私も含めてスタッフがみずから

歩いて人と人との交わりの中で説明をしていくと、そういうふうにしております。口コミを図ることもねらっております。それから、マスメディアに対する積極的な売り込みでございますが、これも報道レクチャーももちろんでございますけれども、報道各社に対して、特に札幌市にはテレビ各報道局、放送会社がありますが、メール等で送っております。そういうことで、ありとあらゆる機会をとらえて美術館のPRに努めた結果、こういう数字になったものではないかというふうに思っておりますし、やはり美術館を見る方は一般の方でしょうけれども、子供、児童・生徒が見ることによって、そこに父母の方も加わってきますし、将来のリピーターにもなり得るわけですので、そういう意味でもやはり小学校と中学校若しくは高校生に対しても、いろいろなアプローチをしていきたいということで考えておりますし、18年度の場合はNIE事業ということで、教育に新聞をとというふうな中에서도位置づけをして、子供たちに対するイベントを企画いたしました。

斉藤（陽）委員

それで、今の使用料のところでもうちょっと踏み込んで伺いたいのですが、まず、事務執行状況説明書の133ページの4.観覧者について、有料観覧者数については、平成18年度の対予算比較、それから対17年度決算比較を示していただきたいと思えます。

それから、無料入館者を含めた総観覧者数の17年度決算との比率を示していただきたいということと、それからこれにかかわって、事務執行状況説明書の132ページの特別展、というところがあるのですが、この特別展、で観覧者数が2,795人と3,110人、これを合計しますと5,905人ですが、それと決算説明書の特別展観覧料というところの2,382人から全部足した合計数は4,086人にしかならないのですけれども、この1,819人の差というのは何なのか。無料で見た人というふうになるのかと思うのですけれども、その辺を説明いただきたいと思えます。

（教育）美術館副館長

まず、事務執行状況の中の観覧者の観覧料のことだと思いますが、275万2,260円のことですが、予算は270万円を計上してございました。そうしますと、対予算、平成18年度の予算でいけば102パーセント、2パーセント多かったということでございます。それと、17年度決算額との比較でございますが、17年度の決算額は227万9,790円でございますので、これを18年度の275万2,260円で割り返しいたしますと、120.7パーセントになります。ですので、2割ちょっと18年度は17年度から増えたということになります。それと、総入館者の方でございます。この総入館者というのは、ここに記載のとおり、無料と有料を含めた人数でございますが、18年度が1万5,007人、17年度が1万2,745人ということで、計算しましたところ、17.7パーセントぐらいのアップということだと思います。

それで、合計が合わないということなのですが、これは有料入館者のほかに無料入館者がございますので、その無料入館者の数を足すと一致するというふうになっております。

斉藤（陽）委員

確認ですが、今の1万5,007人は有料入館者、無料入館者を合計した総入館者ですか。

（教育）美術館副館長

そうです。

斉藤（陽）委員

それで、事務執行状況の5.所蔵資料という項目がありまして、いろいろ並んでいるのですけれども、まず、この括弧書きの（二次資料を除く）とは、どういうことなのか、それから寄贈、購入、管理換え、寄託という、そういうカテゴリーがあるわけですが、これらについて説明をお願いします。

（教育）美術館副館長

5.所蔵資料（二次資料を除く）ということで、館所蔵資料、そして寄託資料、そして合計というふうになっております。この部分について説明申し上げます。

今、寄贈というのは、あくまでも小樽市、美術館に寄贈をいただいたものというふうに解釈して結構だと思います。

す。これは、作者並びに遺族からの寄贈というふうになるかと思えます。購入でございますが、これはあくまでも小樽市が、今言ったとおり、作者若しくは作者に関係のある方から購入するということだと思えます。次に、管理換えでございますが、これは小樽市のいろいろな資料の中で、やはり美術関係のものを展示しているというか、掲示してございますが、それを美術館に所管がえをした数字でございます。そして、寄託資料というのは、これは所有権はあくまでも作者並びに遺族の方が持っているのだけれども、美術館にとって必要であるという資料で、美術館の方で管理保管をしていただきたいと、そういう約束事で美術館が保管している資料でございます。そして、二次資料というのは、具体的に申しますと書籍、図録のたぐい、そして色紙とか、作家個人の遺品を指します。

斉藤（陽）委員

それで、寄託の部分ですけれども、これは寄託者から要請があった場合には、いつでも返さなければならないという、求められればすぐ返すというようなものですね。

（教育）美術館副館長

そのとおりでございます。

斉藤（陽）委員

それともう一点確認したいのは、購入というのがあるのですが、1点は美術館の予算、平成18年度の予算説明書を見ますと、いわゆる購入予算というような部分は見当たらないのです。特別展の開催費とか、調査研究費、資料整備事業費というのが計上されていますけれども、購入に当たるような予算というのはないのですが、これはいつごろから購入予算は用意されていないのですか。

（教育）美術館副館長

本市の厳しい財政状況にかんがみますと、購入というのはなかなかというか、ほとんど不可能に近いというふうな現状ではなかるかと思っております。過去には購入した経過もございますが、平成4年以降はちょっとございませんので、現状はそういうことでございます。

教育部中村次長

あまりにも寂しい話なのですけれども、補足をいたしますけれども、公立美術館というのは通常、市立、市町村立というのはほとんど数がございません。例えば、全国美術館会議という公立の館が加盟している会議がありますけれども、その中で、例えば北海道ですと、道立で旭川美術館、帯広美術館、あるいは近代美術館、釧路芸術館というのがあるわけですが、市立でその今の会員に登録をしているというのは、小樽市だけでございます。

小樽市の場合には、文学館も美術館もそれぞれ小樽に由来のある作家の方々がいた、美術館で言えば小樽運河時代の方々がいた。両方とも、そのことが市民の方々の寄贈によって成り立っていった館でございます。例えば、その中村善策記念ホールにしても、そういう力がある画家の方のそれを特集するための館でございますから、例えばオークションでどこからかフランスの名画を買ってくるか、そういうような館では当然ありません。郷土資料館ではありませんけれども、郷土に由来する文学あるいは美術の方、その方々の作品とそれからその後が続いていく方々の文学あるいは美術についての芸術を高めていくという、そういう観点でありますから、資金がないから物を買えないではないかという決算特別委員会でのそういう話は、ちょっと似合わないのかと思っております。

斉藤（陽）委員

もちろん追及するとか、そういうことではなくて、今回、よりよい美術館をいかにつくるかということでとらえています。収集のための予算というのは非常に厳しい今の状況だというのはわかったのですが、この平成18年度の予算と決算を比較いたしますと、18年度で不用額が出ているのです。予算では特別展開催経費150万円、それに対して決算が140万3,310円、それから23万7,000円の調査研究費を計上して、21万356円の決算額、それから資料整備事業費については、25万円の予算計上で、22万円で決算をおさめるということで、非常に節約をされたのか、努力の跡と見えますか、そういった部分も見えるわけですが、それと19年度の予算を比較しますと、特別展の部分

が168万9,000円ということで、逆に伸ばしているのです。決算額で18年度は節約したけれども、逆に特別展は伸ばしている。調査研究費と資料整備事業費については、19年度予算は18年度よりも減らしているのです。18年度に23万7,000円だった調査研究費を20万円に押さえ、それから資料整備事業費の方も18年度25万円だったものを22万円に押さえる。さらに、何をやったかという、修復事業費として80万円を計上したという、非常に工夫と申しますが、めり張りといいますが、削るところは削る。増やすところは増やすという非常に弾力的といいますが、考えた予算を組まれているとちょっと感心したのですけれども、この辺の考え方というか、説明いただけますか。

（教育）美術館副館長

考え方ですが、これはやはり平成18年度の事業を展開していく中で、当然19年度の予算編成をするわけでございますけれども、その中で一時的にというか一義的に一番重要なポイントは、所有している絵画のやはり傷みというのがかいま見られます。これを修復することによって、ふだんは見せられない絵画を見せることができる、すなわち集客効果にもつながるということでございますし、一つのめり張りとして、美術館としてはこの絵画の修復について何年か計画を立てて、それで少しずつ実行していこうと、そういうことでこういう予算枠を得たということだと、私は思っております。

斉藤（陽）委員

非常に大事な観点といいますが、そういった将来に向けての視点で、きちんと収蔵品を管理していくという姿勢は本当に大事だと思います。

それで最後に、美術講座について若干伺いたいと思いますが、平成18年度のアート講座の実施内容、特別展のものを含めて説明をお願いします。

（教育）美術館副館長

アート講座の説明でございますが、特別展、の関連事業の中で、子どもアート講座、それから特別展ではギャラリートーク、そして子供対象の段ボール工作、そして講演というような感じで、平成18年度のことでございますがやっております。これらにつきましても、それぞれの講座について視点といいますが、目的意識をきちんと持ちまして、各界というか年代のことも含めまして、これはあくまでも小学生対象の講座である、これは一般向けの講座をやるということでございますが、特に一般の方につきましては、やはり小樽のこの美術館に所蔵している作家にゆかりのある方をお招きして、広く意見を聞いてもらうということで、ここに書いている133ページの酒井忠康さんという方で、これは一原有徳さんの関係の方なのですが、具体的にはここに書いてある130人といいますが、私どもの第1、第2研修室があふれ出るぐらいの、美術館始まって以来の参加者がこのときにありました。そういうことで、やはり魅力のある講師を探して、広く市民に文化都市小樽と言えることを目的としております美術館としては、そういう実のあるといいますが、お客様を引きつけるようなイベントをこれからも考えていかなければならないだろうと、そういうことだと考えております。

斉藤（陽）委員

確かに、酒井忠康さんという余市町出身の日本を代表すると言ってもいい、近代美術の権威者ですから、非常によかった、めったに聞ける話ではないと、私もそう思います。それと、ギャラリートークで、この小川清さん、作家と詩人の方、あるいは彫刻家の作家本人と館長が対話をするというような、そういう企画とか、これも非常に大事。さらに、前段でおっしゃった、対象をきちんと絞り込んだ、漠然とした講演ではないという姿勢も大事ではないかと思えます。

さらに、1点要望をさせていただきたいのですが、その対象を絞るという部分で、今回のこの3月17日のアート講座の参加人数は130人だったのですけれども、これは参加者の年代とか性別、職業等のそういったアンケートなどをとられて、属性分析といいますが、参加者分析みたいなことはされてますか。

（教育）美術館副館長

恐らくこのときは、アンケートはとっておりません。

斉藤（陽）委員

できればそういったアンケート等をきちんととって、後の資料にするという視点は大事かということと、もう一点なのですけれども、特に美術館の社会教育機関としての機能という部分で、今、非常に求められる部分は、20代、30代、40代といえますか、比較的若い世代の、現役で社会で働いている人、そういった人にいかにこの美術館を利用してもらうか。

もう一点は、その美術講座という部分で、通常ですと、知識注入型というか、この作家はこういう経歴でというような知識を教えるという感覚になりやすいのですけれども、ギャラリートークなどがいいと思うのですが、要するに対話といえますか、できれば参加者と講師が対話をしながら参加者の感覚というか、そういったものを見る力、あるいは見ることそのものを養うというか、そういった感覚の講座を持った方がという意味で、一つ提案なのですが、11月から3月、冬場のあまり企画展とか市展とか、そういったものがない、わりと常設展と落ちついている時期に、月1回ぐらいでもいいですから、要するに20代、30代、40代など働いている人が仕事を終わって平日、美術館の閉館後の午後6時から8時ぐらいの時間を使って、学芸員の方と少人数で対話とかをしながら、実際に作品を見ながら時間をかけて、半年ぐらいかかってもいいですから、月例の美術講座といえますか、鑑賞講座といえますか、そういったものが常設展、中村善策さんの作品などを題材にしながら行われれば、非常に人数的には大したことではないかもしれませんが、中身が小樽にふさわしいというような感覚なのですけれども、いかがですか。

教育部中村次長

まさに御提案のようなことを今、美術館だけではなくて、例えば博物館とか文学館もそうですけれども、学芸員がいて、市民に対して講座を設けるところ、それも今のお話のように会話型のもの、あるいは場合によってはテストケースでやっていた、例えばニンテンドーDSというような双方向のマルチメディア機器を使って、そのことによって意見集約をするテストとかも文学館でやったりしておりますので、そういうことと、今の例えば観光大学校などの関係で、小樽案内人の方にもっとそういう美術、文学あるいは博物館の資料についての勉強をしたい、あるいはさせたいという話もあるようですから、そういうことについての講座を設けていく、あるいは今、各館で例えばギャラリーコンサートのようなものを行っていますけれども、例えば音楽と美術あるいは文学、そういうものとの関連を持たせることで、少人数でいろいろな方々に、音楽に興味のある方に文学を、あるいは美術に興味のある方に音楽を聞いていただく、そういうような取組を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長

公明党の質疑を終結し、共産党に移します。

新谷委員

質問の前に、ちょっと言いたいことがありますので、お願いいたします。

先ほどの介護保険の関係なのですけれども、報告をいただきました。それで、本来であれば記者会見のことは理事会の中でわかっていたことなのですから、話していただければ、もう少し議会運営がスムーズにいったと思うので、以後気をつけていただきたいと思います。

国民健康保険について

それで、国民健康保険についてお伺いいたします。

初めに、累積赤字についてなのですけれども、赤字額を圧縮してきております。平成18年度の累積赤字額、それから各年度の今までの繰上償還、それからその要因を年代別に示してください。

（市民）保険年金課長

今、御質問のありました平成18年度末の累積赤字の部分ではありますが、17億4,151万1,000円でございます。それで、繰上償還の額でございますが、15年度に1億677万3,000円、16年度に8,623万2,000円、17年度に3億9,036万5,000円、18年度に5億5,198万4,000円。それで、この繰上償還ができた要因でございますが、この制度自体は低所得者が多いとか、高齢者が多いというような形で、やはり厳しい財政運営をやっておりますが、ここ数年、単年度収支が好転したというような形の中で、繰越金を出せるような状況になってきております。大きい原因の部分は、老人保健拠出金が減ったこと、収納率が向上したこと、あと、国から保険者としての経営姿勢の評価に伴い特別調整交付金をいただいているといった要因が重なった部分なのですが、単年度収支が好転したことによりまして、繰越金が生じまして、その繰越金も、例えば返還金とか療養給付費返還金とか、前年過年度分で精算がございまして、全額を償還に充てるわけにはいかないのですが、それが返還金を除いた部分、ここで繰上充用の金額に充当させていただいて、そのような状況の中で、先ほど申し上げましたような繰上償還ができたような状況がございまして、

新谷委員

平成17年度から18年度、大幅に償還されて、10億円以上になっているわけですがけれども、これについてももう少し詳しく教えてください。

（市民）保険年金課長

累積収支不足額が平成17年度末で28億円、そして18年度末が17億円、結果的には10億円ほどの減少になってございます。ただ、今回の18年度の国民健康保険事業特別会計の決算につきましては、従来、一般会計との中で一時借入金がある年度をまたがる操作をしてございました。それが不適切だということで、18年度はその見直しを行ったことによりまして、実際は10億円ほど償還というか、金額は減っているのですが、その中では先ほど言いましたように、17年度の繰越金の中で5億5,000万円ほど繰上償還してございます。したがって、18年度の部分としまして、仮にこの年度間の償還をしなければ、19年第3回定例会の時点で繰越金を出しまして、その段階で繰上償還をするというような形になっておりますので、ここも考えましたもので、その形の分が5億円ほど。したがって、この18年度の決算の中では、2か年度分のそういうふうな要素があったと、そのような形で考えていただけたらよろしいのかと思います。

新谷委員

ペナルティのある部分とか、それから特別調整交付金、それも大きな影響だと思います。あと、不用額についてはどうですか。

（市民）保険年金課長

不用額につきましては、平成18年度の部分を申しますと、不用額が決算の中で6億円ほど生じてございます。その6億円ほどの内訳の中では、78パーセントほどは保険給付費、したがって4億7,000万円ほど保険給付費の方で不用額を生じてございます。その内訳につきましては、当然、予算の部分と決算の部分ですので、人数のかい離が生じたとか、あと一応予算作成の時点では、過去の実績を見ながら1件当たりの単価とか、件数とか、例えば入院、外来、そして調剤とか、そういうような細かい項目、そして一般の分とか退職の分とか、ある程度細かい部分の分析をしながら積み上げていっているのですが、そこら辺の決算と予算の部分のかい離が生じて、このような形の不用額が保険給付費の方で生じているような状況でございます。

新谷委員

そのかい離部分が問題だと思うのですがけれども、ずっと国民健康保険事業特別会計を見てみますと、不用額が毎年かなり出ております。それで、平成15年度から繰上償還してきたわけですがけれども、14年度からの保険給付費の不用額、そして療養諸費の不用額、この推移を示してください。

（市民）保険年金課長

今、御質問のございました保険給付費と療養諸費の不用額でございます。平成14年度につきましては、保険給付費で11億7,800万円、そのうち療養諸費につきましては11億6,800万円、15年度につきましては、保険給付費が6億6,000万円、そのうち療養諸費が6億4,500万円、16年度が保険給付費が6億6,900万円、そのうち療養諸費が6億5,700万円、17年度が保険給付費が8億1,200万円、そのうち療養諸費が7億9,800万円、18年度が保険給付費が4億7,200万円、そのうち療養諸費が4億6,800万円でございます。ただ、14年度につきましては、11億7,800万円ほど、通常の年の2倍ぐらいの不用額を生じているのでございますが、この14年度のときはちょっと特殊な会計の月数の部分の変更がございまして、今、国民健康保険の月数というのは、3月から翌年の2月までを内会計年度、12か月の会計年度にしているのですが、その14年度につきましては、ちょうど切替えの時期にございまして、4月から2月までの11か月予算、だから予算をつくったときは、このときは12か月予算でつくったのですが、結果的に執行は11か月であり、そういうふうな事情の中で不用額が以後の年から見れば2倍ほど生じていると、そんな状況でございます。

新谷委員

保険給付費のほとんどが療養諸費の不用額と、そういうふうなことですけれども、この療養諸費の不用額、そんなに毎年多い理由というのは言えますか。

（市民）保険年金課長

先ほど委員の御指摘のように、実際、不用額が先ほどの部分で見ますと、総額で例えば平成14年度ですと12億円のうち11億円、保険給付費がその97.4パーセントほども、大体そのような状況、90パーセントから多いときには97パーセントぐらいが、全体の不用額になってございます。ただ、この不用額につきましても、先ほど言いましたように、予算をつくる時点では、一応過去の実績を見ながら、その件数をどれぐらい伸ばすか、件数を伸ばしまして、単価の部分もどれぐらいの金額なのか、過去の実績をみながら算定しているわけでございますが、実際、決算になった時点で、こういうふうなかい離が生じています。ただ、先ほど言いましたように、実際、保険給付費の一般の部分で見ますと月に5億円ぐらい、総額で60億円ぐらいの予算を持ってございますので、そういうような部分の不用額で見ましたら、1か月も満たない、そのような状況でございますので、その部分は過大に算定しているわけではない。あと、特別会計で持っている部分がありますので、会計の経理をこの特別会計の中でやらなければならない、そういうふうな状況の中では、幾分ある程度余裕を持つという形ですか、最低限の部分を持ちながら執行させていただくような状況でございます。

新谷委員

余裕を持って予算を組まなければいけないということはわかります。ずっと見てみましたら、平成12年度は保険給付費の不用額が3億円台でした。3億4,600万円、そのうち療養分は3億3,000万円で、一般にかかわる療養諸費の不用額は9,500万円です。これは最近の年度よりずっと少なかったわけですね。

なぜこういうふうな療養諸費の不用額が多いかということが、やはりこの医療の制度改悪、これもあったと思うのです。例えば、15年度は退職被保険者負担、これが2割から3割、それから16年度は7月に老人医療助成制度について、市が単独で実施する助成（市老）が廃止されました。それから、同制度の道の助成（道老）は対象年齢が1歳ずつ引き上げられて、廃止される。それから母子家庭の通院助成改悪、これも行われて1億6,000万円の市民負担がかかりました。それから、17年度には70歳以上に現役並み所得の3割負担が導入され、それから18年度は保険料の公的年金控除の縮小で保険料の値上げが行われたということで、かなりこれは暮らしにかかわる部分が改悪されて、病院にもかかりづらい、そういう状況が生み出された、そういうことも大きな原因だと思います。

そこで、伺いますが、昨年行われました公的年金控除の見直しによる保険料の値上げ、その影響額はどのぐらいでしたか。

（市民）保険年金課長

今、委員から御質問がありました公的年金等所得控除の見直し、これにつきましては、65歳以上の年金受給者の最低保障額が140万円から120万円に引き下げられました。所得としましては20万円増えました。そのような中で、激変緩和措置としまして、国の方がその所得割の算定基礎から、平成18年度は13万円、そして平成19年度は7万円を特別控除するというような制度を設けましたもので、小樽市も同じような形の制度を導入させていただきました。それで、影響額ですが、18年度につきましては、一般、退職分を合わせまして、この13万円が控除になったというのは、要するに7万円が結局増えたという部分につきまして1億6,670万円、そして19年度はもうその13万円を控除をしたというような部分、それであとは7万円になりましたから、結果的には差額の6万円の部分として8,810万円、このような影響ということで試算してございます。

新谷委員

そういう負担をかぶってきたということで、やはりなかなか病院にかかれない、そういう状況が生み出されていると思うのです。

次に、保険料の決め方を説明してください。

（市民）保険年金課長

一応私どもの方は、法律なり保険料の決め方自体は国民健康保険条例の方で規定されておりますので、それに基づきまして数値を算定させていただいております。ただ、簡単に申し上げますと、保険料の決め方というのは、国民健康保険事業に要する費用の額、そして国民健康保険条例に規定しております例えば療養給付、それが経費に係る費用等の合計額、これからそういう事業に要する費用のための収入の額として、国民健康保険法の中で規定されている国庫負担等の合算額、そういうものを控除した額を結果的にベースというのですが、基礎に置いております。それで、その保険料につきましては、そのベースとなりました基礎賦課総額、その額につきまして所得割につきましては、そのベースになりました基礎総額の100分の57、これを所得割として皆さんに御負担いただいております。そして、被保険者均等割につきましては、その先ほど言いましたベースの100分の26、これを被保険者の数で除して得た額、これを負担していただいている。世帯別、平等割につきましては、先ほど言いましたベースの部分の100分の17に相当する額を被保険者の属する世帯の数で除していただく、このような額が決定されてございます。それで、一般の被保険者を決めまして、退職被保険者につきましては一般の通知と同じものを使います。介護保険につきましても、基本的には同じ考え方でございます。

新谷委員

その保険料の算定の中で基礎となるもの、療養諸費ですね。療養給付、その部分が保険料を決める上で大きな要因となっているわけです。ですから、これを幾らで見積もるかというのが保険料にかかってくる、そういうことでよろしいですか。

（市民）保険年金課長

委員のおっしゃるとおりでございます。それで、繰り返しになるのですが、私どももできるだけ正確な水準と言ったら変なのですが、先ほども言いましたように、ゼロ歳から69歳までを一つの区分、そして70歳から75歳までを一つの区分、そういう年齢の区分のほかに、先ほども言いましたように、やはり一般分と退職分それぞれの部分で使う医療費が違います。そしてそれぞれの中でも入院、外来、歯科、調剤、そのような形の細かい部分の分析をしながら、その医療費を積み上げているような状況でございます。

新谷委員

それで、先ほど平成17年度療養諸費を説明していただきましたが、18年度は支出済額に対して幾ら上積みして予算を組みましたか。

（市民）保険年金課長

療養諸費につきましては、平成18年度117億2,000万円ほどで、17年度が113億円ほどですので、4億円ほどの増額になってございます。

新谷委員

支出済額で教えてほしいのです。平成17年度の支出済額に幾らプラスして予算を組んだのか、その差額です。

（市民）保険年金課長

先ほど言いましたように、結果的にはそういうふうな数字になってくるのですが、予算をつくる部分は、例えば平成18年度予算をつくる場合は、17年度単年度だけを見るわけではなくて、結果的にその過去3年ぐらいの実績を見まして、その実績の伸びなりを一步ずつ積み上げていますので、逆に言いましたら、この17年度の数字の部分に例えば伸び率を掛けて出しているとか、そういうではございませんので、そういう比較はちょっと難しいと考えてございます。

新谷委員

それでは、過去の部分を見ていきますと、昨年度から今年度に比べて、私の計算では12億1,081万円がプラスされて予算を組まれています。それから、17年度は13億1,879万円が上乘せされて予算が組まれています。それで、医療諸費の不用額をずっと聞いてみましたら、すごく残っています。にもかかわらず、なぜこんなに多くの予算を組まなければいけないのか、それがどうもわからないのです。なぜ勘案されないのか。それは、過去の実績といたしますけれども、過去の実績といたって、実際に不用額をたくさん出して使っていないわけですから、その組み方自体がおかしいのではないかと思うのです。その辺はいかがですか。

（市民）保険年金課長

確かに予算の部分、委員の御指摘のあった部分も数値上あるのです。ただ、総額の金額の部分、ちょっと数字を詳しく持ってきていないのですけれども、実は先ほど言いました一般分と退職分と二つの部分に分かれてございます。それで、原則的にはやはり退職者の被保険者として、会社をリタイアしたことにより入ってくる方がおります。そういうふうな部分で、やはりこのような退職者被保険者が徐々に増えてきておりますので、退職者の医療の方が伸びているのではないかと。一般分につきましては減ってきて、ただ、医療の伸びがありますので、若干の増額にはなっておりますけれども、退職者の伸びの方が大きいのではないかと考えてございます。

新谷委員

でも、おかしいのではないですか。さっき聞いたのは、療養諸費の不用額について一般分で答弁していただいたと思うのですけれども、違うのですか。それに、退職者の部分は、それだけかかった分が後から給付で埋められているわけですから、保険料を決めるときに別にそれは考えなくてもいいと思うのです。どうなのですか。

（市民）保険年金課長

確かに保険料の算定の部分につきましては、先ほど答弁申し上げましたように、一般分をベースにして、その部分を決めて、退職者の部分につきましては、その一般と同じ金額を使う。そのような形の部分は確かに間違いございません。委員のおっしゃるとおりです。ただ、先ほど不用額の部分と金額の部分の話なのですが、例えば平成18年度当初予算のときも、17年度にこれだけ不用額が出ているのに、また18年度に不用額が出ているのは、おかしいのではないかとこの部分があるのですけれども、先ほど実績がどうのと言いましたけれども、18年度予算をつくる時点でも、予算をつくる時点が10月なり11月では、その17年度の実績の数値も全く見ないわけではなくて、その部分を考えながら、結果的に例えば3か年なりの平均の数値を使うのか、それとも2か年の数値を使うのか、それとも前年の数値を使うのか、そういう数値を見極めまして、1件当たりの単価なり、そして、総件数を出す、そのような形でやっていますので、確かに見込み自体が甘いとかどうのと御指摘はあるかもしれませんが、私どもの方としては精いっぱい努力しているつもりでございます。

新谷委員

先ほども言いましたけれども、2年前、3年前を見てみると、不用額が多いわけです。だから、その予算を組むときに、保険料を決定する要件となるその療養諸費、これをどう見るのかということがすごく大事になるわけです。だから、不用額の多い、この中で多く見積もっている、それが結局、繰上償還の財源になっているのではないかと、このように思うのですが、いかがですか。

（市民）保険年金課長

先ほど実績の部分で言っておりますけれども、実績自体は結果的に執行済額を実績という言い方しておりますので、結果的に予算をベースにしているわけではなくて、あくまでも執行している額をベースにしておりますので、その部分の不用額は考慮に入っておりません。

新谷委員

だから、先ほども平成18年度と17年度執行済額に、それぞれ12億円、それから13億円何がし、これが積み上げられているということを、私は言いました。どうもたくさんの療養諸費を積み上げて、そして不用額を出し、赤字圧縮に使っている、そういうことが考えられると思うのです。

次に、先ほどいろいろ伺いましたけれども、所得割の算出方法が三つほどあると思うのですが、小樽市の場合の算出方法について説明してください。

（市民）保険年金課長

所得割の算定方法につきましては、今、委員がおっしゃいましたように、三つの方法がございます。旧ただし書き方式、本文方式、所得割額方式、このような三つの方法がございます。ただ、小樽市の場合は、ほとんどの自治体が使っている、率で言いますと100パーセントに近い部分が使っているというか、過去では98パーセントという数字をちょっと押さえているのですが、この98パーセント以上の自治体は旧ただし書き方式を使っている、そのような形でございます。それで、実は札幌市も違う方式をとっていたのですが、たしか昨年度、旧ただし書き方式にされて、道内の市はすべて旧ただし書き方式を使っている、そのような状況だと把握してございます。

新谷委員

総所得金額から地方税法上の基礎控除を引いた金額が国民健康保険料の所得割の算定基礎額になっているということです。なぜその方法をとっているのですか。

（市民）保険年金課長

先ほど言いました旧ただし書き方式というのは、総所得金額から扶養者に関係なく33万円を控除する、そういうふうな方式でございます。先ほど言いましたように、国民健康保険は低所得者が多いという中で広く薄くというような考え方、その中で旧ただし書き方式をとっている。また、旧ただし書き方式でなければ、被扶養者なり生命保険、社会保険の控除もございまして、控除になって、結果的に通常の方に所得割がかからないような状況になったりするケースがある。その部分を保険料にかぶせていくと、高所得者に過度の負担がいく。この二つぐらいかと思うのですが、だから、そういうような考え方で、先ほど言いましたように旧ただし書き方式をほとんどの自治体が採用していると、そんな状況だと考えてございます。

新谷委員

今、保険年金課長がおっしゃいましたように、低所得の方が多いからということでしたけれども、つまり低所得者に負担がかかるという、こういうやり方なのです。それで、保険料等の推移の資料を出していただきました。1世帯当たりの保険料の割合（所得に占める割合）というのは、結構大きいですね。再び、平均だといえばそれまでなのですが、所得が低ければ低いほどやはり負担が大きくなる。減免制度もありますけれども、でもそういうような中身になっていると思うのですが。そして、何度も言いますが、その療養諸費の見積りは不用額を適正に見て、それを保険費用に適正に反映させて、保険料の軽減を図っていくべきだと、そういうふうに思いま

すが、いかがですか。

（市民）保険年金課長

また繰り返しになってしまうのですが、保険料の算定に当たりましては、私どもはかなり事務的な部分としては精密にやっていると思ってございます。今、委員から御指摘がございましたので、ただ、平成20年度予算につきましては、後期高齢者医療制度ができ、若干変わってくるのかというような部分はあるのですが、今の御指摘の部分をお踏みまして、より一層その部分の精度を上げるような形で努めてまいりたいと考えてございます。

新谷委員

この国民健康保険制度については、多くの自治体は大変厳しい財政運営を強いられていると思うのです。この原因は、私たちがかねがね言うておりますように、1984年、国庫補助率が45パーセントから38.5パーセントに削減され、さらに保険基盤安定制度改悪など、いろいろな改悪によって大変になっているということなのです。ですから、本来は国民健康保険法にもうたわれておりますけれども、国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるようにつとめなければならない。国の役割、義務がきちんと規定されているわけです。ですから、こうした国のあり方は大変問題だと思っておりますので、負担を45パーセントに戻して、市民の負担を軽減すべきだというふうに思うのです。この点について、何度も議会で言うております。しつこいぐらい国には意見を上げていただきたいと思っております、いかがですか。

（市民）保険年金課長

先ほどの補助率の復元の部分なのですが、委員がおっしゃいましたが、本会議で何度か御質問がございました。そのたびに市長の方から、自分としては意見を上げている部分はあるのだが、なかなか国の制度の中では難しい。ただ、そういうふうには言っているばかりではなくて、国民健康保険制度につきましては、例えば財政安定化支援制度とか、いろいろな保険料軽減の措置もございまして、そのような部分につきましては、全国市長会の中で意見を申し述べながら従来からもやってきておりますし、今後もそういうふうな形の中で、国民健康保険財政の安定のためには全道市長会、全国市長会、その中で国の方に要望してまいりたいと考えております。

新谷委員

資格証について

次に、資格証にかかわって伺います。

全道主要10市の資格証の交付状況と世帯数との割合、これを示してください。

（市民）主幹

手元にあります平成18年度ということでお許し願いたいと思っておりますが、まず、世帯数はその年度で平均でございます。小樽市の場合は、資格証交付471世帯、交付割合1.41パーセント、札幌市は1万2,993世帯、3.63パーセント、函館市は841世帯、1.28パーセント、旭川市は332世帯、0.44パーセント、室蘭市は9世帯、0.04パーセント、釧路市は192世帯、0.49パーセント、帯広市は32世帯、0.10パーセント、北見市は626世帯、2.30パーセント、苫小牧市は634世帯、1.92パーセント、江別市は101世帯、0.46パーセントでございます。

新谷委員

この小樽市の資格証の発行は、今年度は若干改善されているようではございますけれども、全道10市の中でも上から3番目ということですが、2005年度はその同じ調査月日で見ますと370世帯だったのに、どうしてこのように増えたのですか。

（市民）主幹

平成17年度ということなのですが、この数値は、実は年度の途中の件数でございます。ですので、最終的には462世帯というような件数になっております。ですから、時差のずれということで御了解いただきたいと思っております。

新谷委員

462世帯、それでは決して少ない件数ではないのですけれども、資格証の発行はどのような基準で行っておりますか。

（市民）主幹

資格証につきましては、納付率が2分の1以下であって、ただし納付相談又は納付指導ともに応じない方、それから納付誓約をしているのですけれども、3か月以上守ることができない方、それから所得及び資産を勘案すると十分な負担能力があるのですけれども、それに応じない方、そのほか特に必要と認める方ということで、単に納付が悪いということで一律に資格証を交付しているわけではないことは御理解いただきたいと思います。

新谷委員

今、答弁にあったような基準があるということなのですけれども、納付誓約を3か月以上守らないとき、この場合はすぐ発行しているのですか。

（市民）主幹

納付誓約といえますのは、職員が直接御本人と交渉する中で、納付誓約をしていただいて、納付の約束を願うということなのですが、3か月以上ということも一つの基準なのですが、3か月を例えば1日、2日超えたからすぐというのではなくて、そのときも絶えず納付の交渉を継続しながら、場合によっては資格処理に移っていくということで御理解いただきたいと思います。

新谷委員

先ほど聞きましたけれども、室蘭市では非常に資格証の発行が少ない。それは病院に行かなくなる、あるいは来られなくなるので発行を抑えている、こういうふう聞いております。それで、この資格証の発行というのはいろいろ問題になっていて、やはり命にかかわる問題になっていますから、発行を少なくしている、こういう努力が必要だと思っておりますけれども、どのぐらいまで少なくしていくかという、その目標はあるのですか。

（市民）主幹

基本的にはこういうものは制度があったとしても、実際、交付がなくなることがよろしいわけでございます。それから確かに資格証もありますけれども、病院へ行くのだと緊急でいらした方の場合に、我々は接触できるわけですから、やはり事情もわかりますので、話をさせていただく中で、あくまで資格証なのだというような、そういう乱暴なまねといえますか、そういうことではないと思っております。

新谷委員

この資格証のほかに短期証の発行というのもあるのですけれども、いずれも窓口での相談を受け付けておりますが、何人に対応して、相談時間というのはどのぐらいなのですか。

（市民）主幹

保険年金課収納係でやらせてもらっております。管理職を除きますと、職員は係長以下9名、それから嘱託職員と14名の特別徴収員を合わせて19名、そういう体制でやっております。ですので、場合によっては私も入りますけれども、係長以下9名の職員がカウンターで納付相談をさせていただきますけれども、相談時間というのは相手によります。すぐに終わる方もあるし、全体の話もいろいろと伺わなければならない部分で、それは不特定だというふうに思っております。納付相談については、正職員全員でそれぞれ持っております。地域割もございまして、それでやらせていただいているということでございます。

新谷委員

9名は市役所にいるのですか。それで、十分な時間をとって話をされていると考えていますか。

（市民）主幹

私は6月からこの仕事をやらせていただいておりますけれども、少なくとも相談させていただいている話を市の職員の側から打ち切るというようなことはないと考えております。

新谷委員

たびたび私たちは実情を聞くのです。非常に窓口が高圧的というか、とてもおっかなくて相談に行けない、こういうような話も聞きます。それで、遊んで歩いているわけではないですよ、生活が苦しくて、5,000円なら何とか払えるのだけれども、こんなものは要らないと言われたそうです。そして、市民は市役所からそう言われたら、どうしていいかわからなくなるのです。本当にこういう話が聞かれるのですけれども、確かにもっと払ってくれば一番いいことなのです。でも、いろいろな事情がありますから、一方的に偉ぶるような態度とか、それから1万円でいいのだ、そんなような言い方をしないでじっくりと聞く、支払う気が起きるように指導してほしいし、それからじっくりと聞くベテランの係員を配置するとか、そういうような工夫も必要ではないですか。

（市民）主幹

今、委員の話された金額の話でございますが、我々としては納めていただきたい、また、市民の方は5,000円しかなかったならば、極力安くというようなことで、また、納付相談にいらっしゃるわけですので、それぞれ滞納ということで御事情を抱えているということは、前提でございますので、その方の世帯の中身をじっくり伺う、要するに支払う気が起きるといふふうにするのですけれども、納付意欲が出るようなことをしたいと思っております。

また、ベテランの職員の配置という部分でございますが、今、ベテランの職員もおりますけれども、若い職員もいるという中で、人員構成はいろいろとあるのしょうけれども、極力説明ということについては、我々も自分なりに心得てまいりたいと思っております。

新谷委員

この資格証の発行はなるべく少なくなっていくように、今年度から来年度、期待しておりますので、その点よろしくをお願いします。

中島委員

公設青果地方卸売市場について

私は、各会計決算説明書の229ページ、青果物卸売市場事業特別会計について若干質問させていただきます。歳入では、施設使用料を除いて、すべて予算現額が減で、6,097万円4,000円の予算に対して不用額220万43円を出していますが、公設青果地方卸売市場の経年的な取扱量を教えていただきたい。

（経済）公設青果地方卸売市場長

取扱量の質問でございますけれども、平成14年度、2万1,429トン、15年度、2万686トン、16年度、1万8,681トン、それから17年度、1万7,051トン、それから18年度、1万7,763トン。

中島委員

今、聞きますと、年々減っていますが、平成17年度から18年度にかけては大体700トンぐらい増えているのです。若干盛り返しています。しかし、この決算説明書を見ますと、使用料及び手数料では青果物卸売市場使用料は減少しています。さらに、一般会計からの繰入金を見ますと、17年度は205万8,000円、18年度1,600万円と激増しています。これはどういう経過があったのか。監査委員事務局の方から出された審査意見書を見ますと、使用料を減免したということが書いてありましたので、そういう対応をされたのだと思うのですが、なぜそういう経過になったのか、具体的にどんな使用料減免になったのかということについて教えてください。

（経済）公設青果地方卸売市場長

以前にも報告してございますけれども、卸会社の樽一小樽中央青果（株）という会社がございまして、平成16年度、17年度にかけまして営業不振ということで、経営がなかなか成り立たないということで、市の方に対して使用料の減免の申請が挙げられたということで、平成17年10月から使用料を減免しております。使用料のつくりなのですが、先ほど言いました売上高の1,000分の4が条例上いただくことになっておりますけれども、これを

半減して1,000分の2をいただいている。それから施設使用料も2分の1減免ということで、17年10月以降、減免額がありますので、18年度の取扱量は若干増えましたけれども、使用料に関しては決算のときには落ちているということでございます。

中島委員

市場の問題では、市内に出る小売業者の品物の保障ということで預かっていると思いますが、どんどん減ってきた背景の問題と、それから今後の見通しと役割、そういう点ではどのような考えですか。

（経済）公設青果地方卸売市場長

全国的な現状と課題ということでございますけれども、いわゆる市場経由率ということで、市場を経由して供給される青果も年々減少してきております。平成元年と平成15年度の農林水産省の統計を見ますと、野菜は平成元年度で83パーセント、平成15年度で79パーセント、それから果実は平成元年度で78パーセント、平成15年度で49パーセント、このような数字が出ております。当市場もほとんど同じということで、この要因としましては、市場外流通をしているということで、量販店とか産地が拡大化して大市場の方へ流れるとか、いろいろなことが考えられますけれども、現状ではそういうことになっています。地方の市場については注文もあるのでございますけれども、取扱量がどんどん減少しているということで、業者の経営状況が落ちているということです。

中島委員

昨日、話を聞きましたら、公設青果地方卸売市場の有力な仲卸業者である一業者の方は、銀行との取引停止になったという情報も入っております。こういうことが実際に利用されている皆さんに対して、それから市場の現在の構成、そういうことにどんな影響があるのかと心配されるのですが、その今の市場の仲卸業者の数や小売業者の数、あとこの問題になっている業者の方が、市内で主にどういう役割を果たしているのか、今後の見通しについてはいかがですか。

（経済）公設青果地方卸売市場長

まず、今、委員がおっしゃいましたように、市場内における構成といいますか、卸業者が1社、仲卸業者が13社、それからいわゆる買受人ですけれども、105社登録がございます。実際、その105社のうち、毎日こちらの市場に来て競りを受けて品物を買っている業者というのは60社前後ということで、昭和48年に市場を開設したのですけれども、当初は卸業者が2社制、仲卸業者が24社、それから小売業者、今言った買受人が344社ありましたので、当時と比べましても3分の1とか4分の1という形になっております。取扱量等も、ピーク時では79億円くらいありましたけれども、今は38億円ということで半減しているという中で、仲卸業者ですけれども、数社は減っておりますけれども、なかなか業態が、市場の環境といいますか、現状に追いついていないという状況にあります。先ほども言いましたように、各社なかなか苦しくなっているということで、ただ、供給につきましては、野菜はある程度受給率を保っているということがございますし、そういう必要性は、依然うちの市場としては持っておりますので、規模の再編といいますか、そういうことを踏まえて、今、国の方の方針も、地方市場の再編ということで動いておりますけれども、市場間連携ということで、中央市場を中心に地方市場なりその他の市場が連携しながら運営しているという方向で動いておりますので、当市場もそういうことでいろいろな策を模索しています。

中島委員

大変厳しい運営を迫られている中での業者の皆さんの実態も、さらにまた大変なことになっていくわけですから、小樽市がかかわって改善あるいは援助できることがあれば、適切な努力をお願いしたいと思います。

この項については終わりますが、あと一言だけ追加したいことがあります。

経常経費の節約について

それは、平成18年度の監査委員事務局の審査意見書の11ページに歳出の執行率、不用額が出ているのですけれども、先日、市長は、今年度の予算執行状況も大変厳しい中で努力する中身として、予算執行率については、執行率

とは言いませんでしたけれども、未執行ではなく、節約で 1 割ぐらいを取り組んでいただきたいと、こういう話をされました。私はいろいろ考えたのですけれども、そういう話になりますと、この 11 ページにある款別の執行率は平均 97 パーセントですが、これを 1 割ぐらい減らす。年度途中ですから、違うのかもしれませんが、そこを減らすという、こういう意味なのですか。この意味がよくわからなかったのです。

財政部長

市長から話がありましたのは、今、ごらんになったところの全体の 97 パーセントのところを考えた話ではなく、何回か話が出ていますが、何としても今年の普通交付税の減額の部分の対応をしたいという中で、一般管理費とか、あるいは施設の管理経費とか、そういう経常的な経費を節約する中で、もう 9 月までの半年が過ぎましたので、予算もそれなりに執行してきたものの執行残の予算もありますし、今後、下期に向けて、経常経費で 10 パーセント程度の節約をしていただく中で、トータルとして何とか今年の交付税の穴を埋めていきたいという趣旨で申し上げているところでございます。

中島委員

そうしたら、半年経過しているわけですから難しいのではないかと思うのですが、管理経費とか施設整備費、限定した項目の中で図れないかと、こういう中身だというふうに理解してよろしいでしょうか。

財政部長

基本的にそういうことでございまして、いわゆるこの総体の予算になりますと、扶助費から公債費からさまざまな問題がありますけれども、そういうことではなくて、一定の管理経費の中で何とか節約してまいりたいと、こういうことでございます。

中島委員

節約できるほどの余裕がある状況かどうかを考えますと、原課の皆さんには厳しい話になるかと思えます。

委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のために暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時 18 分

再開 午後 5 時 45 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党、中島委員。

中島委員

詳しくは第 4 回定例会で述べますが、日本共産党を代表し、議案第 1 号ないし第 14 号、議案第 16 号及び議案第 18 号ないし第 21 号について不認定の討論をし、主な点について述べます。

議案第 5 号平成 18 年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定についてです。平成 18 年度小樽市一般会計は、前年度と比較すると 2 億 2,000 万円改善されたとはいえ、歳入において他会計や基金から借入れをし、赤字予算を回避したもので、結果としては 11 億 8,000 万円の収支不足を生じ、3 年連続の赤字決算になりました。我が党は 18 年度の一般会計予算に対して、予算修正案を提案しました。3 年に一度の介護保険料の引上げに対する市独自の低所得者保険料負担助成事業のうち、障害者自立支援制度についても、負担軽減策の予算化、定数削減で大議論になった議員定数については、市民の声を反映するため議員の数は確保して、議員 4 人分の歳費に当たる年間 3,900 万円の議員報酬削

減を提案しました。また、石狩湾振興管理組合負担金など、不要不急の事業の見直しを求めて、予算規模で約16億円の縮減、借入金では4億9,000万円の圧縮予算を提案しております。市民生活の問題では、例えば普通建設事業費は、市長が就任した平成11年度決算で73億3,200万円、一般会計に占める構成比率は9.6パーセントでしたが、18年度決算では14億7,362万7,000円で、2.4パーセントに激減です。障害者自立支援法により、障害者に1割の利用料負担が始まりましたが、市の一般財源からの持ち出しは2億円も減少するのに、障害者への負担軽減は1,627万円にすぎません。小樽駅前の第3ビル再々開発のため、室内水泳プール廃止に対し、プール存続を求める市民の陳情署名が約3万6,000件寄せられましたが、市民の要望にこたえることはありませんでした。市民生活を圧迫し、市民の要望にこたえることのなかった一般会計決算には賛成できません。

議案第14号平成18年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。18年度は介護保険料9.14パーセントの値上げを実施し、決算では3億7,330万円の剰余金を出し、約1億9,800万円を介護給付費準備基金へ積み立てました。市民へのサービス給付は、居宅介護サービス、施設サービスともに予算を大幅に下回り、不用額は約3億3,800万円にもなります。保険料の過大な設定とサービス給付の低下で多額の不用額を出すことは認められません。

議案第16号平成18年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。桃内の廃棄物最終処分場の第2期工事は、第1期工事で建設された調整池や浸出水処理施設では、第2期工事の埋立てで出る浸出水が処理できず、改めて追加工事を2億円の費用で実施するもので、全額市の負担となりました。本来、国の基準に従って実施した工事の不備であり、全額自治体負担は納得できません。

18年度事業のうち、実施されたオタモイ市営住宅の建設着手、障害者デイサービスの利用料免除は評価できます。

議案第18号平成18年度小樽市病院事業決算認定については、市立小樽第二病院の決算に治療の一環である病院給食の民間委託費が含まれており、認められません。

以上を指摘しつつ、他の議案については、消費税転嫁、受益者負担増のため、不認定といたします。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、議案5号ないし第14号、第16号及び第18号ないし第21号について、一括採決いたします。

いずれも認定することに、賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

いずれも認定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言あいさつ申し上げます。

当委員会におきまして付託されました案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員会としての役目を全うすることができました。これもひとえに副委員長はじめ委員各位と、市長をはじめ理事者の皆様方の御協力によるものと深く感謝しております。意を十分尽くしませんが、閉会に当たっての委員長としてのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会はこれをもって閉会いたします。